

# 琴平町

2025

## 暮らしの便利帳



わが街  
事典®

琴平町  
ガイド

届出・証明

税金

保険・年金

健康・福祉

子ども

教育・文化

環境・衛生

住宅・  
土木・農政

議会・監査  
委員・選挙

広報・  
広聴・相談

生活ガイド

### 琴平町ガイド

わが街再発見!  
歳時記や見どころなど

### 行政ガイド

琴平町民のための  
手続き・窓口案内など

### 生活ガイド

医療機関の案内や  
暮らしに役立つ情報など

琴平町

×

株式会社  
サイネックス

お問い合わせ 〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井817-10

TEL (0877)75-6700 FAX (0877)75-6731

暮らしを守る「やねや」です。



### 革新的な屋根材 クローザーシリーズ

台風・地震に強い独自構造で安心・安全を実現。 グッドデザイン賞など、多数受賞の革新的な屋根材。

### 見て・知って・楽しめる「やねや」の産業観光

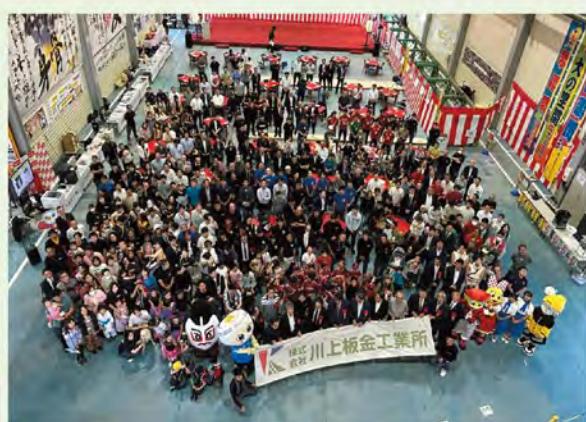


オープンファクトリーやインターンシップを開催。事前にお問い合わせください。

### やねづくり × まちづくり



小さなお子様も楽しめる「Kパーク」が新登場！



地域密着型イベントを毎年開催！



KAWAKAMI

川上板金工業所

検索

〒766-0021  
香川県仲多度郡まんのう町四條858-1



## 琴平町 暮らしの便利帳

# 発刊にあたって

四国・香川県琴平町

門前町の風情漂う古のまち



琴平町長  
片岡英樹

「琴平町 暮らしの便利帳」は、この一冊で、お子様の誕生から育児・教育、また、新生活の際の結婚、生活情報や老後のことなどの町のサービス情報や各種手続き、さらに、いざという時の災害や火災救急の対応など、町民の皆様が普段生活するうえでの必要な情報が集まったガイドブックです。

新しく町民になられた方はもちろんの事、これまで長く琴平町でお住まいの方にも、あらためて「あ、こんなサービスがあったのか。」と新たな情報入手が出来たり、困ったり分からなかった時に解決の一助になると期待しております。

この便利帳の発刊につきましては、製作や配布に係る経費のすべてを民間事業者さんが募集いたしました各企業広告収入により運営されております。発刊にあたりまして、ご協力をいただきました各位のお心遣いにより、琴平町民の生活が向上し、よりよい町づくりにご貢献いただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

町民の皆さんには、いつでも手にとれる場所に置いていただき、お使いいただくことをご期待申し上げます。



# INDEX

広 告

歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科  
医療法人 紗久会  
**空と海の歯科クリニック**

診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝
9:00~12:30	●	●	●	●	●	●	/
14:00~18:30	●	●	●	●	●	●	/

休診日／日曜・祝日

**インプラント** **マウスピース矯正**  
自由診療 1本約40万円程度  
自由診療 約35万円程度

**tel.0877-64-1181**

〒765-0012 善通寺市上吉田町182-4

<https://soraumi-dc.com/>

## ひらの眼科

日帰り白内障手術・眼瞼下垂手術

診療時間	月	火	水	木	金	土
8:45~12:00	△	△	○	○	○	○
13:30~17:00	●	手術	○	—	○	—

△ … 8:45~11:30

受付は診察終了の30分前まで

[休診日] 木曜午後・土曜午後・日曜・祝日

詳しくはHPをご覧ください▶

丸亀市郡家町2507-1

TEL (0877) 35-7711



待ち込み大歓迎！

**金属スクラップ**  
**高価現金買取**

スクラップ買取品目

鉄・鉄屑・アルミ・ステンレス・銅・鋼鉄・真鍮・真鍮・工具類・電気機器・エアコン・扇風機・ラジエーター・モーター・配電盤・発電機・コンプレッサーなど

さまざまな非鉄金属を買い取りしています!!

本社  
三豊市山本町神田143-1

☎(0875) 63-2936

✉090-6886-3561



有限会社 村田電気

スクラップ買取・廃棄物処理・解体工事



## 保険・年金

28

- ▶ 国民健康保険とは ..... 28
- ▶ 介護保険 ..... 29
- ▶ 後期高齢者医療制度について ..... 30
- ▶ 国民年金 ..... 31
- ▶ 国民年金の給付 ..... 31

## 琴平町ガイド

5

- ▶ 琴平町の便利な情報ツール ..... 5
- ▶ いざという時のために ..... 6
- ▶ 琴平町の概要 ..... 10
- ▶ 琴平町電子地域通貨「KOTOCA」 ..... 12
- ▶ 琴平町で暮らしたい ..... 13
- ▶ 琴平町の年中行事 ..... 14
- ▶ 金刀比羅宮 ..... 16
- ▶ 琴平町は芝居の聖地 ..... 17
- ▶ 琴平町の歴史文化 ..... 18
- ▶ 琴平町自慢の特産品 ..... 20
- ▶ こんぴら温泉郷 ..... 21
- ▶ 役場案内 ..... 22

## 行政ガイドINDEX

23

## 届出・証明

24

- ▶ 住民票に関する届出 ..... 24
- ▶ 戸籍に関する届出 ..... 24
- ▶ 住民票・印鑑証明などの証明書 ..... 24
- ▶ 印鑑登録に関する届出 ..... 25
- ▶ 住民票等の時間外交付 ..... 25
- ▶ 登録型本人通知制度 ..... 25

## 税金

26

- ▶ 税金 ..... 26

## 健康・福祉

32

- ▶ 社会福祉法人  
琴平町社会福祉協議会 ..... 32
- ▶ 琴平町地域包括支援センター ..... 32
- ▶ 預防接種 ..... 33
- ▶ 健康診査・検診 ..... 34
- ▶ 人間ドック受検者助成金助成事業 ..... 34
- ▶ 骨髄等移植ドナー支援事業助成金 ..... 34
- ▶ がん検診 ..... 35
- ▶ 障害者手帳 ..... 36
- ▶ 障がい福祉サービス ..... 36
- ▶ 民生委員・児童委員 ..... 36
- ▶ 生活保護制度 ..... 37
- ▶ 福祉医療助成制度 ..... 37
- ▶ 子ども医療費助成  
(乳幼児・就学児) ..... 37
- ▶ 重度心身障害者等医療費助成 ..... 37
- ▶ ひとり親家庭等医療費助成 ..... 37
- ▶ 福祉医療費の助成方法 ..... 37
- ▶ 高齢者福祉事業一覧 ..... 38
- ▶ 高齢者福祉タクシー事業 ..... 38
- ▶ 高齢者運転免許証  
自主返納支援事業 ..... 38

## 子ども

40

- ▶ 母子の健康 ..... 40
- ▶ 新生児子育て応援給付事業 ..... 41
- ▶ 子育て支援 ..... 41

広 告

## 見積無料

## 解体工事

住宅・アパート・倉庫・店舗・工場など  
木造・鉄骨・鉄筋コンクリート等

物件解体どんな解体でもお任せください!  
まずはお気軽にご相談ください!



まんのう営業所

仲多度郡まんのう町羽間2543-1

☎(0877) 73-3703

✉090-6885-4216

**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

▶町立認定こども園・ 私立保育所への入所	42	▶住宅用太陽光発電システム等 設置費補助	50
▶地域子育て支援センター事業	42	▶空き家バンク制度	50
▶病児・病後児保育利用料 無料化事業	42	▶町営住宅	50
<b>教育・文化 43</b>		▶道路等	51
▶町立小・中学校への入学	43	▶建築確認制度	51
▶琴平町児童クラブ	43	▶開発行為	51
▶高校・大学等への奨学金貸与制度	43	▶若者定住促進家賃補助金	51
▶小・中学生への就学援助	43	▶土地改良事業・農道・水路等	51
▶図書利用カード案内	44	▶地籍調査事業	51
▶放課後子ども教室	44	▶農業委員会	51
▶学校体育施設の利用	44	▶農業に使用する軽油引取税の免税	51
▶スポーツ少年団活動	44	<b>議会・監査委員・選挙 52</b>	
▶公民館の利用	44	▶議会	52
▶総合型地域スポーツクラブ ヴィスピオことひら	44	▶監査委員	52
▶ACTことひら	44	▶選挙	52
<b>環境・衛生 45</b>		<b>広報・広聴・相談 53</b>	
▶環境に関する補助金	45	▶町からのお知らせ	53
▶犬の相談	45	▶防災行政無線	53
▶美化活動の推進	45	▶情報公開・個人情報保護について	53
▶ごみ	46	▶自治会	54
▶水道	47	▶相談	54
▶下水道	48	<b>生活ガイド 55</b>	
▶し尿	49	※生活ガイドは、暮らしに役立つ情報を掲載して おり、有料広告ページとなります。	
▶浄化槽	49	▶町内の医療機関一覧	55
<b>住宅・土木・農政 50</b>		▶健康マップ	56
▶若者住宅取得助成事業	50	▶タウンマップ	58
▶住宅リフォーム助成制度	50	▶琴平町商工会	60
▶耐震補助	50	▶琴平町で味わうグルメ	61
▶老朽危険空き家　除去支援事業	50	▶リフォームの基礎知識	62

## ユニバーサル デザインで みんなが快適に

「ユニバーサルデザイン」とは、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、障がい、身体的能力などの違いにかかわらず、どの人にとってもわかりやすく、利用しやすく設計(デザイン)された空間や建物、製品などのことをいいます。



発見!

### わたしのまちの ユニバーサルデザイン

#### 音の鳴る信号機



地域によって  
音が違うことも

音で青信号を知らせて、安全に横断歩道を渡ることができます。

広 告

## 解体のことなら おまかせください！

### 営業品目

- 総合解体業
- 解体工事業
- 撤去工事事業
- 産業廃棄物収集運搬業
- コンテナ設置
- L 香川県知事(登-5) 第247号
- L 香川県 03705240173

株式会社ともにプロジェクト

〒765-0004 香川県善通寺市善通寺町 2700 番地 3

0877-62-6070



HPはコチラ



# ライフサイクルINDEX

広 告



 有限公司 林建設工業

仲多度郡琴平町389番地7

TEL (0877) 73-2761

FAX (0877) 73-2797

ISO 9001 ISO 14001 認証取得



公益会館コトヒラ

ヴィスピコトヒラ東側200m

公益会館コトヒラ

24時間電話受付

0120-64-4242

親族控室

寝室

入会金  
無料  
安心・信頼



- 1 基本葬儀料金(税抜)の 10%の弔慰金給付
- 2 初七日法要室料(22,000円税込) 無料
- 3 回転灯籠(22,000円相当税込)を 進呈
- 4 月々の掛金は不要でお得です
- 5 会員はご本人・ご家族等が登録できます

琴平町民葬儀指定

株式会社 コトヒラ公益社  
0120-64-4242

本社/琴平町五條986-1 会館/琴平町五條1024-3

P24. 出生届

P28. 国民健康保険

P40. 母子健康手帳

P33. 予防接種

P37. 子ども医療費助成

P42. こども園・私立保育所

P42. 子育て支援センター

P43. 小学校

P43. 中学校

P43. 児童クラブ

P43. 就学援助制度など

誕 生

育 児

教 育

P26. 税金

P28. 国民健康保険

P31. 国民年金

P34. 健康診査・検診

P46. ごみ

P47. 水道

生 活

結 婚

成 人

P24. 住民票

P24. 戸籍

P24. 婚姻届

P28. 国民健康保険

P31. 国民年金

老 後

P29. 介護保険

P30. 後期高齢者医療制度

P31. 国民年金

P38. 高齢者福祉

緊急時

P6. 防災



# くらしの情報やイベント情報を配信しています!! 琴平町の便利な情報ツール

広 告

Web・お電話・店頭でのご予約受付中  
銀座に志かわ 香川丸亀店  
TEL 0877-85-3681  
丸亀市今津町725-1  
銀座に志かわ 検索



琴平町ガイド

LINE

町公式  
LINE



Facebook

地域おこし  
協力隊  
Facebook



YouTube

町公式  
YouTube



Instagram

地域おこし  
協力隊  
Instagram



発見!

わたしのまちの  
ユニバーサルデザイン

フラットな入り口

ベビーカーでも  
簡単に入れる



フラットな設計で最初から誰もが  
訪れやすい入り口。

広 告

発見!  
わたしのまちの  
ユニバーサルデザイン

自動ドア



荷物で両手が  
使えないでも  
大丈夫

車いすの方や荷物を両手を持って  
いる方でも楽に出入りできます。

低年式車・過走行車・事故車・不動車などの  
**廃車の買取り**はお任せ下さい!



中古部品も販売しております



有限会社 日誠産業

T 765-0061 香川県善通寺市吉原町1691番地1  
TEL (0877)62-9200 FAX (0877)62-4080

高価  
買取





# いざという時のために

① ご自宅で防災情報を自動キャッチ この機会にぜひ備えましょう。

## 琴平町防災ラジオ



町では、防災行政無線を整備し、屋外スピーカー（町内9箇所）と戸別受信機（自治会、土砂災害特別警戒区域居住者等に配付）、防災ラジオ（有償配付）による放送を行っています。防災ラジオを一家に一台備えましょう。

### ② 防災ラジオの放送内容

- (1)避難情報（避難準備情報、高齢者等避難、緊急安全確保等）
- (2)緊急地震速報
- (3)行政情報
- (4)定時放送（こんぴら舟々）



### ③ 負担金について

配付対象者	防災ラジオ	簡易アンテナ	外部アンテナ (設置費用含む)
本町の居住者で 住民登録が ある世帯主	1,000円	500円	3,000円

### » 注意事項

- (1)防災ラジオは次のような場所では、防災行政無線の放送を受信しない場合があります。
  - ・鉄筋・鉄骨・コンクリート等の建物の中
  - ・工場や鉄道など電波障害を発生させる施設が近くにある場所
  - ・テレビやパソコンなど電磁波を発生させる機器に近い場所
  - ・再送信子局（榎井小学校）から距離が遠い場所

▶電波の受信状況が心配な方は、貸出機がございますので、企画防災課までご相談ください。

- (2)設置後における管理費（電気代及び電池代）については、自己負担となります。

## 防災ラジオ機器

持ち運びに便利な大型把手付



本体側面

照明ランプ(LED)付  
補助(外部／簡易)  
アンテナ端子付  
ACアダプター端子付  
※停電時にはAC電源から  
自動的に乾電池でバック  
アップします。

※FM・AM放送を聴取中でも強制的に  
防災行政無線放送に切り替わります。  
(「切」では受信しません。)

※放送内容は、電話で確認できます。（☎75-6812）

！ 乾電池の液漏れが、故障の原因となります。  
使用可能であっても年に1度は電池交換しましょう。

広 告

### 先進の、その先へ

環境と安心技術の最適ソリューションをご提案します。お客様の様々なご要求に最適なソリューションを！  
監視カメラシステム・無線通信システム・太陽光発電システム・デジタルサイネージ・LED 照明

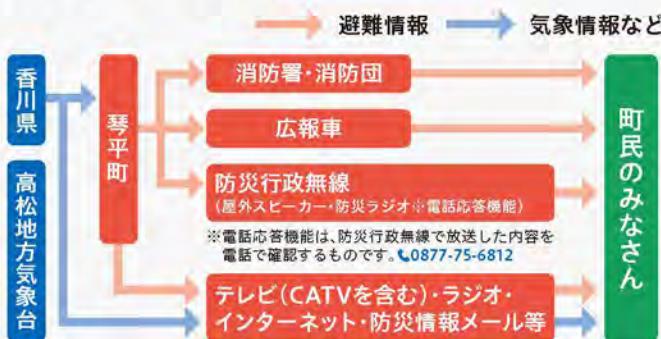
〒760-0011 香川県高松市浜ノ町58-6  
TEL 087-851-5986  
<https://sandenkeiso.co.jp/>

**三電計装株式会社**

## ②避難情報を確実に入手しよう

### 避難情報の伝達方法

#### 風水害・地震などの災害発生



### 情報収集法

気象情報、雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報等については、以下のウェブサイトでパソコン等から確認することができます。また、防災情報メールに登録することにより携帯メールで気象情報や避難情報等を受け取ることができます。

#### ④ 気象情報

高松地方気象台 <http://www.jma-net.go.jp/takamatsu/>

雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報・防災情報メール登録等

かがわ防災Webポータル <http://www.bousai-kagawa.jp/>

#### 防災情報メール登録方法

右記QRコードを読み取り、案内にしたがって登録してください。



## ③台風(風水害)に備えて

地震と違って、台風は襲ってくる時期が予測できます。台風による被害は、ほとんど台風の規模によって決まります。

気象情報で中心気圧や最大風速などを知り、万全の対策を立ておきましょう。そして、台風が近づいてきたら、あわてずに適確に対処できるよう日ごろから非常持出品等の準備をするなど、被害を最小限にとどめるようにしましょう。

## ④地震に備えて

地震はいつ、どこで、どんな規模のものが起こるか前もって知ることができません。日頃から地域での防災訓練等に参加し、初期消火、安全な避難および応急救護について知識を身につけて資材を準備しておきましょう。いざというときには、まず、身の安全を確保し、知識や資材を活用して、落ちついて対処することが大切です。

## ⑤地震・台風などの災害への対応について

町では、万一に備え、町内の小・中学校や公民館などを緊急避難場所として指定しています。日頃から避難場所の位置や経路を確かめておきましょう。

#### ⑥指定避難所及び指定緊急避難場所一覧表

指定緊急避難場所名	住 所	電話番号	対象とする異常な現象の種類					指定避難所との重複
			洪水	崖崩れ(土石流/地滑り)	地震	大規模な火事	内水氾濫	
琴平町立櫻井小学校	琴平町櫻井58-3	73-2494	△	○	○	○	○	○
琴平町立櫻井公民館	琴平町櫻井85-3	75-3575	△	○	○	○	○	○
琴平町立琴平中学校	琴平町五條661-1	73-4181	△	○	○	○	○	○
旧琴平町立南幼稚園(注)	琴平町102-1	-	△	○	○	○	○	-
琴平町立南こども園	琴平町103	75-1022	△	○	○	○	○	○
琴平町立琴平小学校	琴平町145-1	73-2831	△	○	○	○	○	○
琴平町総合センター	琴平町櫻井817-9	75-6718	△	○	○	○	○	○
琴平町社会福祉センター	琴平町櫻井891-1	75-1371	△	○	○	○	○	○
琴平町文化会館	琴平町758-1	73-5586	△	△	○	○	○	○
琴平町ふれあい交流館	琴平町苗田995-4	73-3891	△	○	○	○	○	○
琴平町デイ・サービスセンター	琴平町苗田1020-1	73-2881	△	○	○	○	○	○
琴平町立教育集会所	琴平町苗田1020-1	73-5870	△	○	○	○	○	○
琴平町立北こども園めばえ棟	琴平町苗田634-1	73-3440	×	○	○	○	×	○
象郷農業構造改善センター	琴平町苗田631-3	75-3135	×	○	○	○	×	○
琴平町立象郷小学校	琴平町上櫛梨26	73-2830	△	○	○	○	○	○
琴平町立北こども園みのり棟	琴平町上櫛梨31-1	73-2523	△	○	○	○	○	○
いこいの郷公園	琴平町五條1022-1	75-0010	○	○	○	○	○	○
香川県立琴平高等学校	琴平町142-2	73-2261	△	○	○	○	○	○
香川県立農業大学校	琴平町櫻井34-3	75-1141	△	○	○	○	○	○

○: 避難場所として可能 △: 避難場所として条件付きで可能(2階を使用など)

×: 避難場所として使用不可 (注):緊急指定避難場所のみ使用可能

※洪水が予想される時は、早めの避難をお願いします。

※避難所については、想定される被害の大きさに応じて順次開設されます。

広 告

**お車の事ならお任せ下さい**

**コンドウ自動車工業 株式会社**  
http://www.lotas37.com/kondo/

本 社 三豊市高瀬町上麻乙377-1  
TEL 0875-74-6267

琴平支店 仲多度郡琴平町櫻井497-1  
TEL 0877-58-8570

車にやさしい思いやり  
ロータスクラブ

発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

高さの違う記載台

車いすの方や身長の高低に合わせてそのまま気持ちよく使える記載台。

広 告

**消防器のことなら何でも!!**

古くなった危険な消防器も廃棄処分行っています。

消防用設備の点検・整備・工事・販売  
(自動火災報知設備、消防器、避難器具他)

防火設備・防火対象物の点検

非常用 防災用品 他

建物の消防用設備点検、誘導灯取替等でお困りの方  
ご相談ください!! お見積りいたします!

**有限会社 丸山防災**

観音寺市坂本町六丁目5番30号  
TEL:0875-25-4122 FAX:0875-25-8166

## ⑥ 非常持出品、備蓄品

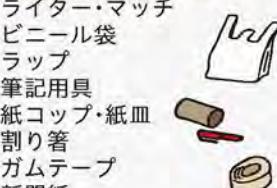
万一の時、すばやく避難できるように、日頃から非常持ち出し品の準備をしておきましょう。そのほか、3日以上を目安に家庭内備蓄品も準備しておきましょう。

### 非常持出品、備蓄品のチェックリスト

以下のリストを参考にし、必要最小限の非常持ち出し品や家庭内備蓄品を準備しましょう。

#### 生活日用品

- ウェットティッシュ
- ライター・マッチ
- ピニール袋
- ラップ
- 筆記用具
- 紙コップ・紙皿
- 割り箸
- ガムテープ
- 新聞紙



#### ラジオ等

- 携帯ラジオ
- 予備電池
- 携帯電話
- 懐中電灯
- 笛(ホイッスル)

#### 貴重品

- 現金(小銭も)
- 預貯金通帳
- 印鑑
- 健康保険証
- 運転免許証

#### 飲料水・非常食品

- 飲料水
- 乾パン
- 缶詰
- ビスケット
- チョコレート
- カップめん
- アルファ米

#### 医薬品

- ばんそうこう
- 包帯・きず薬
- 常備薬
- 服用中の薬
- 生理用品



#### 衣料品

- 衣類・下着
- タオル
- 雨具
- 軍手  
(厚手の手袋)



#### その他

- 家族構成によって必要なもの(小さな子供や介護が必要な方がいるご家族等)
- 粉ミルク・ほ乳瓶
- 紙おむつ
- 介護用品
- ペットフード

## ⑦ 地域での安全対策

### 自主防災組織を結成しましょう。

自主防災組織は自治会単位等で組織されています。

「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて結成される組織のことです。

※結成した場合は届出をお願いします。

#### 自主防災組織の主な活動

- 平常時**
- ・防災啓発活動
  - ・消火資機材の点検
  - ・避難場所や避難路の把握、地域の危険箇所の把握
  - ・訓練(情報伝達、消火、避難、救出救護等)



- 災害時**
- ・被害情報、救援情報などの周知
  - ・初期消火活動
  - ・避難誘導
  - ・救助救護
  - ・給食給水、救援物資の運搬、配分
  - 自分の地域の防災組織はどうなっているか
  - 組織の中で自分や家族の役割は何か
  - 自分の地域の安全度はどうなっているか



### 家族で話し合いをしましょう。

災害について普段から家族で話し合いをすることは非常に重要なことです。

- ・非常時における家族の役割分担
- ・家族の緊急連絡先や連絡方法
- ・避難場所や避難路
- ・地域の危険箇所

### 広告

**エアコンクリーニング受付中**  
**全メーカー取扱店**

**有限会社杉屋電機商会**

仲多度郡琴平町733-1

**☎(0877)73-2136**  
**FAX(0877)73-2137**

### 生の豆知識 公共の相談窓口

#### こどものSOSの相談窓口

なやみ言おう  
0120-0-78310

二三 はじめで困ったり、自分の友人のことで  
ひふん やうじん ひとり  
ふあん ひや 不安や悩みがあったりしたら、一人で  
ひや ひとりで  
なや なや どうだん  
悩まず、いつでもすぐ電話で相談を。



文部科学省HP「子供のSOSの相談窓口」より加工編集して作成([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shoutou/seitoshidou/06112210.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shoutou/seitoshidou/06112210.htm))



# いざといふとき



## ① 急病になつたら

休日・夜間当番医や 救急病院の受診のお願い	休日・夜間当番医や救急病院は、救急医療のためのものです。救急時やむを得ない場合に受診するようお願いします。
休日や夜間に急に体調が 悪くなつた場合は…	まず、かかりつけ医に受診の要否を相談してください。かかりつけ医がない場合や連絡がとれない場合は、休日・夜間当番医、救急病院にすぐに出向くのではなく、必ず電話で体調を説明し、相談のうえ受診してください。
子どもの体調が悪い場合は…	子どもは症状が急変しやすいため、早めにかかりつけ医に相談してください。

### ①と②で救急車を呼ぶか迷つたら 香川県救急電話相談へ

一般向け救急電話相談 携帯 #7119 IP、ダイヤル回線 087-812-1055  
小児救急電話相談(15歳未満) 携帯 #8000 IP、ダイヤル回線 087-823-1588

## ② 救急

### » 119番のかけ方

次のことを落ち着いて言ってください。



1. 事故種別(火事か救急か)
2. 消防車・救急車が行く住所を正確に  
(屋外の場合は最寄りの建物の住所)  
例:「琴平町〇〇番〇〇号〇〇アパート〇〇号室〇〇宅です」。
3. 何が(誰が)どうしたのか  
例:「5階建てのマンション3階が火事です。台所が燃えています」。  
例:「80歳のおじいちゃんが倒れて、意識も呼吸もない。  
かかりつけの病院は〇〇病院です」。

### 4. 通報者(あなたの)の名前と電話番号

通報内容によっては、詳細な情報を聞く場合があり通話時間が長くなることがあります、災害場所が判明した時点ですでに出動しています。落ち着いて質問にお答えください。

また、負傷者の状況により、応急手当をお願いすることができますのでご協力をお願いします。

聴覚に障害のある人向け緊急通報サービス(NET119)

スマートフォンが必要(自己契約です)

※詳細は消防署へお問い合わせ下さい。 73-4211

救急車を呼んだら、こんな物を用意しておくと便利です。

マイナンバーカードや診察券

診察券

お金 靴

普段飲んでいる薬

(おくすり手帳)



乳幼児の場合

母子健康手帳



紙おむつ

ほ乳瓶 タオル



## 生活の豆知識 公共の相談窓口

### ドメスティック・バイオレンス(DV)についての相談先

全国共通の電話番号(#8008)から相談機関を案内するDV相談ナビサービスをどうぞ。

はれは  
**#8008**

配偶者からの暴力に悩んでいることを、どこに相談すればよいかわからないという方のために、全国共通の電話番号(#8008)から相談機関を案内するDV相談ナビサービスを実施しています。発信地等の情報から最寄りの相談機関の窓口に電話が自動転送され、直接ご相談いただくことができます。



電気工事



空調工事

給排水工事

(般-31) 第9514号

杉本電機工業

琴平町榎井133-15

TEL 090-8972-8568

FAX 0877-75-4233

# 琴平町の概要

## 人口・世帯数

 人口 7,614人

男性 3,518人

女性 4,096人

世帯 3,544世帯

(令和7年9月末時点)

## 位置・地勢・氣候

本町は、香川県のほぼ中央に位置する仲多度郡の西部を占めており、東経133度49分36秒、北緯34度12分7秒にあります。総面積は8.47km<sup>2</sup>で、町域は東西3.3km、南北5.3kmにおよびます。

地勢は南北に長く、金倉川と土器川の扇状地にあります。町域の西側が、標高524m、瀬戸内海国立公園・名勝天然記念物に指定されている象頭山の山裾に沿っています。東及び南はまんのう町、南西は三豊市、北から北西にかけて善通寺市に接しています。

町内には、国道319号、同377号が貫通し、徳島、高知、愛媛に通じており、高松自動車道善通寺ICへは国道319号を通って約6.5kmの位置にあります。電車では、JR土讃線の琴平駅、高松琴平電鉄琴平線の終点駅があります。県庁所在地高松市の中心部へは自家用車、電車を使っても60分以内の距離です。

象頭山の頂上からは讃岐平野と瀬戸内海が眺望でき、山中の原生林は貴重な植物群、小動物等の宝庫となっています。

気候は、瀬戸内式気候に属し、令和3年平均気温は17.0°C、年間降水量は1,274mmです。年間を通して温暖な、暮らしやすい気候に恵まれており、四季ごとに桜、つづじ、もみじ等の花や緑の古木に彩られた美しいまちとして親しまれています。



### 广 告

An illustration of a young man with blonde hair, wearing a striped shirt and blue pants, standing next to a subway station sign. He is looking at the sign with a confused expression, indicated by a question mark above his head. The sign is blue and white, featuring a subway train icon, the word "地下鉄" (Subway) in Japanese, the name "○○駅" (○○ Station) in large letters, and "○○○○○○○ Station" in smaller letters below.

## 町章



## 琴平町民憲章

- 美しい自然を愛し、緑あふれる住みよいまちをつくりましょう。
- 門前町の歴史と伝統を守り、かおりたかい文化をそだてましょう。
- 人権を尊重し福祉をたかめ、生きるよろこびを大切にしましょう。
- 明るい笑顔とあいさつで、訪れる人々をあたたかくむかえましょう。
- 働くことに生きがいをもち、健康で楽しい家庭をきずきましょう。

## 町の木・花



町の木

オガタマノキ



町の花

サクラ



町の花

美女桜



### 琴平町マスコットキャラクター

#### こんぴーくん



天保6年(1835)に建てられた現存する日本最古の芝居小屋『旧金毘羅大芝居(金丸座)』に生まれた小さな福の神様。役者姿で現代に出現し、毎年春に開催の『四国こんぴら歌舞伎大芝居』を盛り上げ、皆を楽しませている人気者。

#### こんぴーくん

#### プロフィール

出身地	讃岐の国(現 香川県)琴平町
誕生日	天保6年(1835)10月9日(神年齢)
性別	男
身長	6尺(約180cm) 実は一寸(約3cm)
性格	人情味あふれ歌舞伎をこよなく愛する
特技	六方、見得を切る
好きなこと	お客様とのふれあい、散歩
自慢	実は、小さな福の神様であり、見ると幸せになる

## 広告

### 未来を築く 信頼と安心



心豊かなまち 琴平町を応援します  
総合建設コンサルタント

## 南海測量設計株式会社

代表取締役 藤村 修作

本社 〒790-0964 愛媛県松山市中村3丁目1番7号  
TEL(089) 931-1212 FAX(089) 931-7900  
多度津出張所 〒764-0035 香川県仲多度郡多度津町大通り3-36  
TEL(0877) 85-7175 FAX(0877) 85-7176

【支店・営業所】愛媛 香川 高知 鹿児島 広島 山口 大阪 兵庫 京都 滋賀 奈良 和歌山 三重 愛知 岐阜 長野 東京 埼玉 群馬 栃木 茨城 新潟



国際規格認証取得

ISO15001(個人情報保護)  
ISO 9001(品質管理)  
IS027001(情報安全保障)

# 琴平町電子地域通貨「KOTOCA」

コトカ

## 町内の加盟店舗で使える電子マネー

琴平町電子地域通貨「KOTOCA(コトカ)」とは、町内の加盟店舗で利用が可能な町内限定の電子マネーです。

町内の加盟店で買い物等を促進することで、町内におけるお金の地域循環を促し、地域経済の活性化を目的としています。

今後、「KOTOCA」の利用者にはポイントの付与など多くの特典があり、国が進めるキャッシュレス決済やデジタル化へ向けた取り組みのひとつです。



## 町内加盟店で1コトカ=1円として利用できる

琴平町電子地域通貨KOTOCAは、専用アプリ・カードを利用して、町内の加盟店で1コトカ=1円として利用できるキャッシュレス決済サービスです。チャージすることにより、繰り返し利用できます。



## P 健康講座等の参加により コトカポイントがたまる

健康づくりやボランティア活動など町の行事に参加すると、コトカポイントがたまります。

## P 琴平町がもっと元気になる

ポイントをためる、現金でチャージしたコトカマネーを町内加盟店で利用することで、琴平町の経済の活性化につながります。

加盟店は、町ホームページで随時更新中です。



問 企画防災課 ☎ 0877-75-6711

## 教養の豆知識 SDGsとは?

### 持続可能な開発目標 SDGsとは

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



外務省HP「SDGsとは?」より加工編集して作成(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>)

# 琴平町で暮らしたい



## 中間管理住宅事業

琴平町では、「中間管理住宅事業」をスタートさせました。



### 結婚新生活支援事業補助金

少子化の要因である未婚化・晩婚化に対する取り組みとして、40歳未満の新婚世帯の婚姻に伴う新生活に係る経費の一部(引越費用等)を経済的に支援する施策を実施しています。

#### 補助金額

住居費と引越費用の合計額(1,000円未満切り捨て)を対象とし、1世帯当たり60万円上限(ただし、29歳以下の場合は。(30歳以上は30万円上限)

※補助対象となる方や世帯の要件については、お問い合わせください。

### 空き家リフォーム補助事業

空き家バンクに登録されている空き家を改修し居住する場合、改修費と家財道具処分費を補助します。

#### 対象者

かがわ住まいネット(空き家ポータルサイト)内に掲載されている物件を売買もしくは賃借により権利を有する方

#### 補助金額

補助対象事業費の1/2(最大100万円)

※町内業者施工に限る。

問 企画防災課 ☎ 0877-75-6711

### 中間管理住宅事業

中間管理住宅とは…、町内の空き家を町が12年間借上げ、町が耐震化などの改修を行い、移住希望者等へ賃貸する住宅です。

#### 対象となる空き家

##### 対象建物

- ①琴平町内にある居住用の建物で、現に人が居住していない建物
- ②町が移住希望者等に転貸することに同意を得られるもの
- ③町が建物の改修を行うことに同意を得られるもの
- ④所有者として登記事項証明書(未登記の場合は固定資産税課税台帳)に記録されている者(法人及び団体を除く。)若しくはその相続人※相続人全員の同意が必要

#### 町の借上げ期間

賃貸借契約締結日から12年に達する日以降における最初の3月31日

#### 町から空き家所有者へお支払いする借上料

契約年度の固定資産税額を1年間の借上料の目安とし、12年間お支払いします。

※初年度は契約日から翌年3月31日までの日割り計算とします。

空き家の募集期間や要綱等については、担当課までお気軽にご相談ください。

問 地域整備課 ☎ 0877-75-6728 ☎ 0877-75-2303

✉ chiikiseibi@town.kotohira.lg.jp



### ベビーカーマーク

#### ベビーカーマークを知っていますか？

ベビーカーマークは、ベビーカーを安心・安全に使用するためのマークです。

ベビーカーを安心して利用できる場所や設備(エレベーター、鉄道やバスの車両スペース等)を表しています。ベビーカー使用者や周囲の方は、お互い気持ちよく利用できるように協力し合いましょう！



ベビーカー使用禁止マーク

ベビーカーの使用を禁止する場所や設備(エスカレーター等)を表しています。



出典：国土交通省



# 琴平町の年中行事

伝統のお祭りや  
楽しいイベントで賑わうまち



## 四国こんぴら 歌舞伎大芝居 B

旧金毘羅大芝居(金丸座)



## 御田植祭 C

4月15日  
金刀比羅宮・神事場



教養の豆知識

### 文化財って？

文化財は、長い歴史の中で生まれ、はぐくまれてきました。そして、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産です。

このため国は、文化財保護法に基づき重要なものを国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物等として指定、選定、登録しています。

現状変更や輸出などについて一定の制限を課す一方で、保存修理や防災施設の設置、史跡等の公有化等に対し補助を行うことで文化財の保存を図っています。また、文化財の公開施設の整備に対し補助を行ったり、展覧会などによる文化財の鑑賞機会の拡大を図ったりするなど文化財の活用のための措置も講じています。

さらに、国を代表する文化遺産の中から顕著な普遍的価値を有するものをユネスコに推薦し、世界文化遺産への登録を推進しています。



文化庁HP「文化財」(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/>) の内容を引用・編集・加工して作成



広 告

**教養の豆知識 文化財の体系図 無形文化財**

演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いものを「無形文化財」といいます。無形文化財は、人間の「わざ」そのものであり、具体的にはそのわざを体得した個人または個人の集団によって体現されます。

無形文化財	重要なもの	
	指定	重要無形文化財
・演劇、音楽、工芸技術等		
	選択	特に必要なあるもの
		記録作成等の措置を講ずべき無形文化財

文化庁HP「文化財の体系図」([https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/gaiyo/taikeizu\\_l.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/gaiyo/taikeizu_l.html))及び「無形文化財」(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/mukei/>)の内容を引用・編集・加工して作成

**”看板屋さん”**

TOTAL PLANNING  
**SHIROYAMADO**

〒761-2308 綾歌郡綾川町羽床下 2221-1  
TEL : 087-802-7288



# 金刀比羅宮

古来より人々の  
信仰を集め  
る神社

ことひらぐう

「さぬきのこんぴらさん」で有名な金刀比羅宮は、象頭山の中腹に鎮座し、古来より海の神様、五穀豊穣・大漁祈願・商売繁盛など広範な神様として全国津々浦々より、善男善女の信仰をあつめてまいりました。

参道口から御本宮までは785段、奥社までは1,368段の石段があり、参道には旧跡や文化財が多数あります。また、裏参道は春は桜、初夏のつづじ、秋の紅葉など四季折々に変化し、悠久の時の流れは今もかわることなく、穏やかに過ぎてゆきます。



## 大門

大門は神域の総門でこれより内が境内です。水戸光圀の兄である松平頼重候から寄進されました。



## 書院

5月5日、7月7日には前庭にて奉納「躰鞠」を行ないます。

建物自体が重要文化財で、貴重な美術品や重要文化財を納め、中でも円山応挙をはじめ伊藤若冲、岸岱などの作品は美術史上高く評価されています。



## 旭社

稀に見る華麗な装飾で国の重要文化財に指定されています。

完成までに約40年を要したとされる、二重入母屋造の壮麗な社殿。屋根裏の巻雲、柱間・扉に彫られた人物・鳥獣・草花など、天保美術の粋を集めた装飾に息を呑みます。



## 御本宮

石段を785段登った海拔251メートルのところにある、大社関棟造、檜皮葺の荘厳な社殿。ご祭神は大物主神と崇徳天皇。農業、殖産、医薬など広範なご神徳をもつ神様として広く一般大衆に親しまれています。海の神様として特に有名です。

御本宮の北西側には、広々とした展望台が設けられています。象頭山の中腹、海拔251mから望む景色は、まさに絶景。天気の良い日には、讃岐平野の彼方に、瀬戸大橋や讃岐富士でも見晴らすことができます。

## 高橋由一館

金刀比羅宮には日本近代洋画の祖、高橋由一の油絵が27点もあります。由一は明治のはじめ、油絵に馴染みのない一般の人々のために、日常のありふれた生活用品・道具を描いて油絵の普及を図り、特に静止画は、由一によって画題として日本にも定着してきました。高橋由一館では、27点全ての作品を常設展示しています。



## 宝物館

宝物館は、文部省技師の久留正道の設計により明治38年(1905)に建てられました。

香川県産の花崗石造による二層建、屋根は入母屋造で「青木石」の瓦葺、玄関は唐破風造(からはふうづくり)の銅葺、という和洋折衷の重厚な建物です。館内には金刀比羅宮の宝物が陳列されています。三十六歌仙額、重要文化財十一面觀音立像は特に有名です。



## 五人百姓

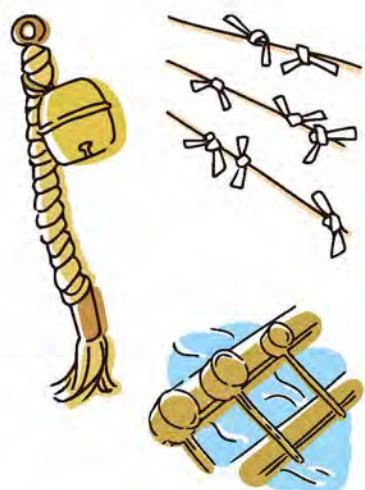
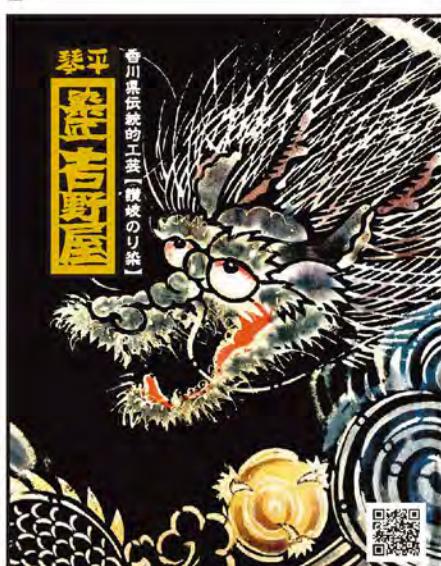
金刀比羅宮にお供してこの地にやって来た五軒の家筋。古くより神事のお手伝いを続けてきたことから境内で唯一商売を許可されている。付属の小槌で飴を割り、ご利益をお裾分けする加美代飴(かみよあめ)を製造販売。大きな白い傘が目印。

**こんぴら名物**

# 代 おみやげ

四国・琴平 石段や

TEL 0877-73-5678(代)





# 琴平町は芝居の聖地

現存する日本最古の芝居小屋



国指定重要文化財



天保6年(1835)に建てられた  
現存する日本最古の芝居小屋。

「金丸座」の名称は明治33年に  
つけられたものです。

昭和45年に国の重要文化財と  
して指定され、この時、名称が「旧  
金毘羅大芝居」となりました。

琴平町1241 休年中無休(公演開催時は休館の場合あり)

④9:00~17:00(最終入館16:30)

大人500円 中・高校生300円 小学生200円  
(団体(15名以上)2割引・(100名以上)3割引・障害者手帳をお持ちの方は4割引)

## 四国こんぴら歌舞伎大芝居

旧金毘羅大芝居(金丸座)で行われる歌舞伎公演。昭和60年から毎年開催され、全国から歌舞伎ファンが訪れ、四国路に春を告げる風物詩となっています。

舞台装置は全て人力  
で江戸時代の雰囲気を  
今に伝えます。

④4月(お練り行列は  
公演初日の前日)



広告

**発見!**

わたしのまちの  
ユニバーサルデザイン

高さの違う2種類の手すり

どんな世代でも  
使いやすい

身長や身体的能力に合わせて使  
える高さの違う手すり。

**yamashita**  
hair salon

徹底した  
衛生管理で  
安心・安全!  
まじめに  
楽しく誠実に!

ヘアーサロンやました

**TEL・FAX 0877-73-4379**

琴平町榎井600-10 (JR駅より徒歩5分)

受付時間 (予約優先)  
**8:00~18:00**

定休日/毎週月曜日  
第1月・火、第3日・月は連休

<http://www.salon-yamashita.net/>

**きもの処  
山地吳服店**

創業安政3年

ユネスコ  
世界遺産  
協力店

お祭り衣装・獅子舞油單衣装 取扱店  
大切な衣装の洗い・修復もご相談応じます

琴平町274  
**0877-73-5294**



## 金陵の郷

江戸時代より続く酒蔵を創業  
当時のまま残し、酒づくりに関する歴史と文化を今に伝える資料館。館内では清酒 金陵の試飲ができます。

琴平町623 休年中無休  
月～金 9:00～16:30  
土日祝 9:00～17:30  
無料 0877-73-4133



# 琴平町の歴史文化

まちの歩みを今に伝える建造物や文化遺産

展望台からの  
眺めが素敵!



## 琴平公園

金刀比羅宮への参拝道左手、金山寺山一帯に展望台、遊歩道、広場が整備されています。春は桜にツツジ、初夏にはあじさい、秋には紅葉が美しく四季折々の風情が楽しめます。山頂の展望台から、西には金刀比羅宮の社殿や表参道、また、北には丸龜平野や東には讃岐富士(飯野山)、その向こうには瀬戸内海の島々や瀬戸大橋を眺望することができます。

琴平町川西977-2



国登録有形文化財

## 琴平町公会堂

昭和9年に建造された木造日本建築の公会堂は、象頭山を見上げる金刀比羅宮参道に程近いところ、美しい緑の山を借景に荘厳な佇まいを見せています。春には、庭園の桜の木々が一斉に咲き乱れ、あでやかな風景が広がります。また、公会堂は、現在も各種催しや集会などに使用されています。

琴平町975-1  
0877-75-6710(観光商工課)



## 琴平海洋博物館(海の科学館)

古くから海の守り神として親しまれてきた金刀比羅宮の麓にある博物館です。人と海との歴史や深海、船舶の機能等、海洋に関する情報を幅広く紹介しています。ラジコン船体験コーナーや、船の操舵室を模した「動くブリッジ」など、大人も子どもも楽しめる施設です。見て触れて海や船の素晴らしさを楽しく学べます。

琴平町953 休年中無休 9:00～17:00(入館は16:30まで)  
大人500円 中人(中学・高校生)350円 小人(小学生)250円  
0877-73-3748

広告

## 琴平海洋博物館



「こんびらさん」の表参道脇そして、四国こんびら歌舞伎大芝居が催される日本最古の芝居小屋「旧金毘羅大芝居(金丸座)」のすぐそばに琴平海洋博物館(海の科学館)はあります。博物館は公益財団法人琴平海洋会館が運営しています。次世代を担う青少年に海と船・海事に理解と興味を持つもらう為、見て・触れて楽しく学ぶことができる海事博物館です。

琴平町953番地

0877-73-3748

<https://kotohira.kaiyohakubutukan.or.jp/>

教養の豆知識

### 文化財の体系図 有形文化財

建造物、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して「有形文化財」と呼んでいます。

#### 有形文化財

- ・建造物
- ・美術工芸品
- ・絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料

指定  
登録

重要なもの  
重要文化財

特に価値の高いもの  
国宝

保存と活用が特に必要なもの  
登録有形文化財

文化庁HP「文化財の体系図」([https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/gaiyo/taikeizu\\_.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/gaiyo/taikeizu_.html))及び「有形文化財(建造物)」([https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/yukel\\_kenzobutsu/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/yukel_kenzobutsu/))の内容を引用・編集・加工して作成



## 鞘橋

国登録有形文化財

刀の鞘のような形をした屋根のある珍しい浮橋で、寛永元年(1624)時の別当宥眞の手によって架橋されたと、古い記録にあります。架橋以来幾度となく災害にあい、現在のものは明治2年(1869)に建築されたものです。明治38年に現在の場所に移築され、一般的の通行は禁止されていますが、例大祭などの神事の際に用いられています。

琴平町阿波町

国指定天然記念物

## 琴平町の大センダン

樹齢約300年、樹高22メートル、幹回り7メートル。センダンは、万葉の頃、「あふち」と呼ばれ、愛する人との出会いがこの木の下でなされたといいます。美しい樹形を保つこの老大樹のもとで、これからも美しい出会いを続けていきたいものです。

琴平町129-1



## 金毘羅五街道

江戸時代、「こんぴら参り」のための信仰と庶民の生活の道。道中には道標や丁石が建ち宿場が栄え、市が立っていました。

## 旧多度津街道

主に九州、中国、北陸など日本海側の人たちが北前船で多度津港に上陸し、こんぴらを目指した。

## 旧丸亀街道

主に上方以東の人たちが丸亀港に上陸し、こんぴらを目指した街道。

## 旧高松街道

高松城下町から続く八里(約31キロ)の街道で、藩主松平家のお成道とも呼ばれ、歴代藩主の金毘羅参詣にも使われました。

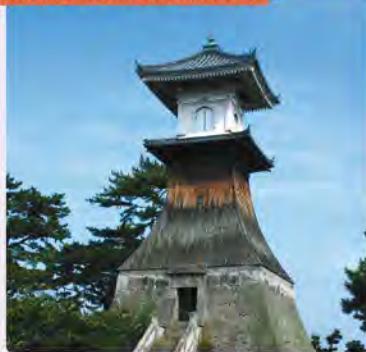
## 旧阿波街道

阿波(徳島)から峠を越える険しい道。この道の終着地に鋸・鍛冶などの商いが盛んな地区があり、阿波町と呼ばれています。

## 旧伊予・土佐街道

伊予(愛媛)・土佐(高知)から続く街道で幕末には坂本竜馬ら歴史の人物も歩いたといわれる道です。

国指定重要有形民俗文化財



## 高灯籠

1865年(慶應元年)に完成した、高さ27メートルの日本一高い灯籠です。瀬戸内海を航海する船の指標として建てられ、船人がこんぴらさんを拝む目標灯となっていました。高い石の基壇の上に木製の灯台が築かれ内部は三階建て、壁に江戸時代の人々の落書きが今も残されています。

琴平町361



## 琴平町立歴史民俗資料館



日本最古の芝居小屋と知られる旧金毘羅大芝居(金丸座)の跡地に建っている琴平町文化会館の1階。琴平町の歴史、文化、民族、四国こんぴら歌舞伎大芝居に関する資料や江戸時代の琴平の町並みを再現したパノラマ模型が展示され、琴平町の歴史を学ぶことができます。

琴平町758-1

休 火曜日、年末年始(12月29日~1月3日)

⑤ 9:00~17:00

¥ 大人200円、小・中・高校生100円(30名以上は2割引き)

⑥ 0877-73-5586

広 告



## NIPPON COLORS

KINRYO  
SINCE 1789

四季の移り変わりに宿る繊細な美を  
掬い取り、日本の酒を造りました。  
古来より伝わる色の名には  
美しい味わいがあります。  
濃藍 月白 千歳緑 真紅。  
日本の伝統色をもつと食卓に。

伝統美を酌む。

妊娠中や授乳期の飲酒は気をつけましょう。  
お酒は適量を。飲酒運転は法律で禁止されています。

西野金陵株式会社 四国・琴平

本支店●琴平●高松●土庄●丸亀●徳島●松山●岡山●渋本●東京●大阪 https://www.nishino-kinryo.co.jp/

お酒は20歳になってから。



## 琴平町の

懐かしくて新しい、  
今平町の  
いいところ

# 琴平町自慢の特産品



六



JA香川県琴平支店

琴平町榎井509-1 **(0877)75-5271**

ふれあいセンター琴平店  
琴平町上櫛梨208 ☎(0877)73-2958

国土交通省HP「後部座席でもシートベルトを着用しましょう」(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/seatbelt.html>)より加工・編集して作成

## 讃岐一刀彫

金刀比羅宮の旭社が建てられた天保八年(1837)当時、全国から腕利きの大工が琴平に集まり、仕事の合間にだるまを彫ったのが起源とされています。



## こんびらにんにく

香川県のニンニク生産は青森県につづく生産量です。県内では琴平町がシェア上位を誇ります。



地酒

琴平町には現在、  
長い歴史を誇る二軒  
の酒蔵があります。



ことひらは  
うどん屋発祥の地

金刀比羅宮収蔵の金毘羅祭礼図屏風の一部に人々で賑わう町屋の一角で、うどんを打つ様子やうどんをゆでる釜のようなものが描かれ、既にうどん屋を生業としていることが分かります。



後部座席もシートベルトを着用しよう

平成20年6月1日から、改正道路交通法により全ての座席において、シートベルトの着用が義務化されました。

マイカーを利用する時だけではなく、バス、タクシーを利用する際にも、シートベルトを確実に着用するようお願いします。



# こんぴら温泉郷

旅人の疲れを癒やす、くつろぎの宿



琴平町ガイド

施設名	電話番号
① 琴平グランドホテル 桜の抄	75-3218
② ことひら温泉 御宿 敷島館	58-8005
③ 琴平花壇	75-3232
④ つるや旅館	75-3154
⑤ こんびら温泉湯元 八千代	75-3261
⑥ ことひら温泉 琴参閣	75-1000

施設名	電話番号
⑦ 宝屋	75-5195
⑧ 湯元こんぴら温泉華の湯 紅梅亭	75-1111
⑨ 琴平リバーサイドホテル	75-1880
⑩ 貸切湯の宿 ことね	75-6633

广 告



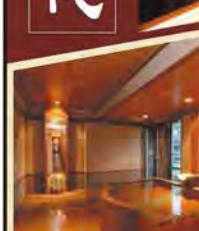
**YACHIYO**



**八千代**

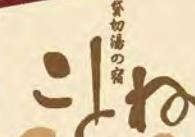
〒766-0001  
香川県仲多度郡琴平町611  
TEL/(0877) 75-3261  
FAX/(0877) 73-4672  
<https://www.yachiyo.cc>





**KOTONE**

紫初湯の宿



〒766-0001  
香川県仲多度郡琴平町 685-21  
TEL/(0877) 75-6633  
FAX/(0877) 73-4672  
<https://www.kotone.cc>

# 役場案内



所在地 〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井817-10

**TEL** 0877-75-6700    **FAX** 0877-75-6731

開店時間 8時30分～17時15分

閑序日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)



総合窓口 TEL 75-6700 FAX 75-6731

課名	係名	電話	所管施設	課名	係名	電話	所管施設
総務課		75-6701		農政課	農政	75-6709	象郷農業構造改善センター
企画防災課	企画防災	75-6711	ふれあい交流館 デイ・サービスセンター 象郷会館	地籍		75-6727	
	人権同和室			地域整備課	建設	75-6708	
					下水		
税務課	税務第1(住民税)	75-6702		出納室		75-6712	
	税務第2 (固定資産・徴収)	75-6703		議会事務局		75-6713	
住民福祉課	戸籍・年金・ 町営住宅等	75-6704		教育委員会 生涯教育課	総務・学校教育	75-6715	琴平公民館 中央公民館 榎井公民館 歴史民俗資料館 呑象楼
	環境衛生	75-6707			学校整備推進室	75-6728	ACTことひら 旧金毘羅大芝居 いこいの郷公園
	社会福祉	75-6723					教育集会所 少年育成センター
	高齢者福祉	75-6706			社会教育	75-6716	
	地域包括支援 センター(社協内)	75-6880					
子ども・ 保健課	医療・子育て支援	75-6705					
	保健	75-6719	こども園・保育所				
観光商工課	観光商工	75-6710	公会堂				
	こんぴら 歌舞伎事務局	75-6714	駅前西駐車場 駅前東駐車場				

## 店 告

ひらかわ司法書士事務所  
司法書士 平川 裕子

お気軽に  
ご相談  
ください

相 続・遺言

土 地・建物の登記  
売買・贈与・名義変更など

成 年後見

まんのう町東高篠1574-1  
TEL 0877-75-5182



## 行政の困りごとについての相談先

行政苦情110番(全国共通番号)へどうぞ。

0570-090110

この電話番号は、お近くの総務省行政相談センター（管区行政評価局、行政評価事務所、行政監視行政相談センター）につながります。  
都府県をまたいで同じ市外局番が設定されている地域においては、隣接都府県の総務省行政相談センター（きくみみ）につながることがあります。





# 行政ガイドINDEX

琴平町民のための手続き・窓口案内など

	届出・証明	24
	税金	26
	保険・年金	28
	健康・福祉	32
	子ども	40
	教育・文化	43
	環境・衛生	45
	住宅・土木・農政	50
	議会・監査委員・選挙	52
	広報・広聴・相談	53

広 告

## 琴平組合銀行

- 香川銀行**  
琴平支店
- 香川県信用組合**  
琴平支店
- 高松信用金庫**  
琴平支店
- 中国銀行**  
琴平支店
- 百十四銀行**  
琴平支店

(五十音順)

発見!

わたしのまちの  
ユニバーサルデザイン

高さの違う公衆電話



子どもや車いすの方などさまざまな方  
に対応できる高さの異なる公衆電話。

発見!

わたしのまちの  
ユニバーサルデザイン

多目的トイレ



高齢者や障害のある方、お子さま  
連れなど誰でも利用できます。

発見!

わたしのまちの  
ユニバーサルデザイン

ピクトグラム



図形で情報を伝えるので、言語に  
左右されず内容を認識できます。

山城金属株式会社

もの造りは人づくり

<https://www.yama-shiro.co.jp/>

本 社 丸亀市綾歌町岡田上

TEL (0877) 86-3135

FAX (0877) 86-3543

満濃工場 仲多度郡まんのう町長尾

TEL (0877) 79-2880

FAX (0877) 79-2516



登録番号：  
JSAQ1116  
JSAE1042



認定番号：  
CM001



# 届出・証明

## ①住民票に関する届出

問 住民福祉課 ☎75-6704

届出の種類	期間	届出人	必要なもの
転入届	住み始めた日から 14日以内	本人もしくは同一世帯の方 または代理人	・前住所地の市区町村が発行した転出証明書 又はマイナンバーカード
転出届	転出する日までに あらかじめ		<b>【共通】</b> ・届出人の本人確認書類 ・代理人の場合は委任状 【別途手続きが必要なためお持ちいただくもの】 ・マイナンバーカード ・国民健康保険の資格確認書(所持者のみ) ・介護保険被保険者証(加入者のみ)
転居届 (町内の異動)	転居した日から 14日以内	(ご家族でも別世帯・別住所 の方からの届出は、委任状 が必要です。)	
世帯主変更届 世帯分離 世帯合併	変更した日から 14日以内		

## ②戸籍に関する届出

問 住民福祉課 ☎75-6704

種類	期間	届出場所	必要なもの
出生届	子どもが生まれた日 を含めて14日以内	出生地、届出人の居住地、 父母の本籍地のいずれかの市区町村	・出生証明書(病院で交付)　・母子健康手帳
死亡届 妊娠4か月以上の死産は死産届	死亡の事実を知った 日から7日以内	死亡者の本籍地、届出人の居住地、死亡地のいずれかの市区町村	・死亡診断書(病院で交付)
婚姻届	届出日から法律上の 効力が生じます	夫か妻の本籍地か居住地 のいずれかの市区町村	・届出書に成年の証人2人の署名が必要 ・窓口に来る届出人の本人確認書類

\*上記のほかに離婚届、養子縁組届、転籍届、認知届、養子離縁届、入籍届、分籍届、氏名の変更届、氏名の振り仮名の変更届などがあります。

\*夜間および休日の届出は宿日直室で受付しています。届出に不備があった場合、後日来庁していただくこともありますので、できるだけ事前に窓口で内容を確認しておいてください。届書には昼間連絡のつく電話番号を記入してください。

## ③住民票・印鑑証明などの証明書

問 住民福祉課 ☎75-6704

	種類	手数料
戸籍証明	戸籍謄本・抄本	450円／通
	除籍謄本・抄本	750円／通
	改製原戸籍謄本・抄本	750円／通
	戸籍附票の写し	300円／通
	身分証明書(本人のみ請求可)	300円／通
	戸籍届書の受理証明書	350円／通
住民票等	住民票の写し(謄本・抄本・除票)	300円／通
	住民票記載事項証明書	300円／通
印鑑	印鑑登録証明書	300円／通
	印鑑登録(再登録)	300円／件

### ■必要なもの

- ・窓口に来る方の本人確認書類
- ・代理人の場合は委任状
- ・印鑑登録証(印鑑証明書が必要な時のみ)

\*印鑑登録証明書の場合は、印鑑登録証が委任状を兼ねているため、代理人の場合でも委任状は必要ありません。

### ■請求できる人

- ・戸籍証明  
本人、配偶者、同一戸籍の方、直系親族(父母または祖父母、子または孫等)、代理人

\*本籍地が他の市区町村の方も、全国の市区町村役場で請求できます。請求できる方は本人・配偶者・直系尊属・直系卑属

- ・住民票等  
本人か同一世帯員、代理人

\*同一住所に住んでいても、世帯が分かれている人の住民票を取るには委任状が必要になります。

- ・印鑑登録証明書  
本人、代理人

\*平成31年4月より全国のコンビニエンスストアで、個人番号カード(マイナンバーカード)を利用して住民票の写し、印鑑証明書、戸籍謄・抄本、戸籍附票が取得できるようになりました。



## 印鑑登録に関する届出

問 住民福祉課 ☎75-6704

種類	内容、必要なもの
印鑑登録できる方	琴平町に住民登録している方が、一人1個登録できます。 ただし15歳未満の方や、成年被後見人は登録できません。
登録できない印鑑	•ゴム印など変形しやすいもの •外枠が著しく欠けているもの •他の人が登録しているもの •大きさ…一辺8mmの正方形より小さいもののまたは、25mmの正方形より大きいもの
本人が申請するとき ※注	•登録する印鑑 •顔写真付の本人確認書類
代理人が申請するとき(即日登録はできません)	•登録する印鑑 •登録者の本人確認書類 •委任状と代理人の印鑑 •代理人の本人確認書類
登録手数料	300円(初回は無料)

※注 本人が申請する場合に、顔写真付の本人確認書類

(マイナンバーカード、運転免許証等)の場合は、即日登録ができます。それ以外の本人確認書類または代理人申請の場合は、登録される本人あてに照会回答書を郵送し、その照会書を窓口に持つて来られたときに、印鑑登録証を交付します。

## 住民票等の時間外交付

問 住民福祉課 ☎75-6704

税務課(税証明のみ) ☎75-6702

開庁時間中に役場に来られない方のために、住民票の写し等の交付予約を電話にて受付しています。

	内容
予約受付時間	•平日8時30分～17時15分
交付できる時間	•平日 17時15分～20時 •土日祝日 8時30分～17時
受け渡し場所	宿直室(役場庁舎の東側に夜間・休日用出入口があります。)
予約できる方	証明書が必要な本人または同一世帯の方 ※別世帯・別住所の方は、予約・受け渡しはできません。
持ち物	•本人確認書類 •印鑑登録証(印鑑登録証明書の受渡しの際)
予約できる証明書	•住民票の写し •住民票記載事項証明書 •印鑑登録証明書 •所得証明書 •所得課税証明書 •固定資産税評価証明書

## 登録型本人通知制度

問 住民福祉課 ☎75-6704

登録型本人通知制度とは、戸籍謄本や住民票の写しなどを本人の代理人や第三者に交付した場合、その交付した事実を事前登録している方に通知する制度です。

この制度により、住民票の写し等の不正請求の早期発見につながり、身元調査等の不正取得を抑制する効果が期待できます。

	内容
登録有効期間	申請受理日～廃止等の申出があるまで
登録対象者	琴平町に住所または本籍のある方(死亡した者、失踪宣告を受けた者は登録できません。)
登録方法	ご本人が本人確認書類を持って、申請してください。 ※代理人の場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。 ※郵送による登録も可能です。詳しくは住民福祉課までお問い合わせください
通知対象証明書	•住民票(除票含む)の写し •住民票記載事項証明書 •戸籍(除籍を含む)謄抄本 •戸籍附票の写し
登録料金	無料
注意事項	•この制度は第三者への交付を停止するものではありません。 •登録後に住所などの変更が生じた場合や登録を廃止する場合は、届け出が必要です。 •交付を受けた第三者の情報を知るには、個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求が必要となります。

### 本人確認書類のご提示に ご協力をお願いします

本町では、なりすましによる不正な証明書の取得を防止し、個人情報を保護するために、戸籍謄抄本、住民票の写し、印鑑登録証明書などの各種証明書の交付申請や住民票異動届などの際に、窓口に来た人の本人確認を行っています。本人確認ができる以下の書類の提示にご協力ください。

#### ■ 本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、資格認証書、介護保険被保険者証、年金手帳、在留カードなど



# 税金

## 税金

問 税務課 ☎75-6702、75-6703

### 町県民税(住民税)

町(県)民税は毎年1月1日に住所のある市町村で課税され、前年の所得金額に応じて負担する所得割、税金を負担する能力のある人が均等の額によって負担する均等割の合計金額となります。

#### Q 亡くなった場合は?

A 1月2日以降に亡くなっても納める必要があります。その年の町県民税の納税義務は消滅せず、相続人に引き継がれます。

#### Q 給与から天引きする場合は?

A 勤務先からの届出により徴収方法を変更しますので、勤務先の給与担当者にご相談ください。

### 法人町民税

法人町民税は、琴平町内に事務所や事業所等を有する法人等にかかる税金です。該当する法人等は、事業年度終了後一定期間内に、均等割額と法人税割額を算出して申告し、その合計税額を納めることになっています。

### 固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日時点で、琴平町に土地・家屋・償却資産を所有する方に課税されます。

#### Q 固定資産税の算定方法は?

A 土地や家屋の評価額を基に算定した課税標準額に、1.4%の税率をかけたものが税額となります。評価額は3年ごとに見直しが行われます。また、課税標準額の合計が一定の金額(免税点)に満たない場合は、固定資産税は課税されません。

#### Q 土地や家屋の軽減措置は?

A 玄関・台所・風呂・トイレのある住宅が建っている土地には、住宅1戸当たり200m<sup>2</sup>までが価格の6分の1になる等の住宅用地の特例措置があります。住宅を新築した場合には、床面積の120m<sup>2</sup>までの税額が3年間(長期優良住宅の場合は5年間)2分の1となる新築住宅の軽減措置が設けられています。

#### Q 家屋を取り壊した場合は?

A 法務局にて滅失登記の手続きをお願いします。また、家屋を取り壊した旨を税務課までお知らせください。

#### Q 所有者が死亡した場合は?

A 法務局にて登記名義人の変更手続きをお願いします。1月1日までに登記の変更が間に合わない場合や未登記家屋を相続される場合は、相続人代表者(現所有者)を税務課までお知らせください。

### ○軽自動車税(種別割)

軽自動車税は毎年4月1日に原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車・自動二輪車を所有する方に課税されます。

#### Q 登録または廃車、変更の手続きは?

A 原動機付自転車(総排気量125cc以下)及び小型特殊自動車→町役場税務課  
軽自動車→軽自動車検査協会香川主管事務所  
(☎050-3816-3122)  
自動二輪車(総排気量125ccを超えるもの)  
→四国運輸局香川運輸支局(☎050-5540-2075)

#### Q 軽自動車税の減免とは?

A 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方で、一定の要件を満たしている場合に対象となり、減免申請書の提出が必要となります。

### ○国民健康保険税

国民健康保険税は前年の所得金額に応じてかかる所得割、世帯の加入者数に応じてかかる均等割、加入している世帯に対して一律にかかる平等割の合計金額となります。

#### Q 国民健康保険税の納税義務者は?

A 世帯に国民健康保険に加入されている方がいる場合、世帯主が納税義務者となり通知されます。また、世帯主が社会保険等に加入されていても同様となります。

#### Q 社会保険に加入した場合は?

A 子ども・保健課にて手続きを行う必要があります。国民健康保険税は月割りで計算して通知されます。

#### Q 非自発的失業者の軽減制度とは?

A 倒産や解雇等特定の離職理由により離職された方のうち、離職日に65歳未満の方が対象となります。雇用保険受給資格者証を持参のうえ税務課にお越しください。



## ●町税等の納期について(普通徴収分)

各税目の納付期日(納期限)は以下の表のとおりとなっています。

納期限は納期月の末日になっており、末日が土日祝日または年末年始(12月29日～1月3日)にあたるときはこれらの日の翌日が納期限となります。

税目\納期月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
町県民税		1期		2期		3期			4期	
固定資産税	1期		2期					3期		4期
軽自動車税	全期									
国民健康保険税			1期		2期		3期	4期	5期	6期
介護保険料			1期		2期		3期	4期	5期	6期
後期高齢者医療保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

## ●町税等の納付方法について

■ 納付書で納付する場合は、以下の金融機関等で納付できます。

・金融機関

百十四銀行、香川銀行、中国銀行、四国銀行、高松信用金庫、香川県信用組合、香川県農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)

※ゆうちょ銀行(郵便局)は、四国内の支店に限り納付いただけますが、納期限を過ぎますと納付できなくなります。また、ATMや四国外のゆうちょ銀行(郵便局)で納付いただく場合には、専用の払込取扱票が必要となります。

・コンビニエンスストア(以下、「コンビニ」という。)

全国各地のコンビニ(納付書に利用可能なコンビニを記載)で納付が可能です。

※金額を訂正した場合、バーコードの印字がない場合、納期限を過ぎている場合は、コンビニでのお支払いはできませんので、ご注意ください。

・電子マネー

スマートフォン決済アプリ(納付書に利用可能なアプリを記載)で納付が可能です。

※金額を訂正した場合、バーコードの印字がない場合、納期限を過ぎている場合は、電子マネー納付は出来ませんので、ご注意ください。

※電子マネーで納付した場合、領収書は発行されません。

※納付書1枚あたりの納付限度額は30万円です。

・琴平町役場 出納室、税務課

### 口座振替の手続きについて

税務課または上記金融機関に、通帳、届出印、納税通知書等をご持参ください。

## ●税務課の各種証明書について

所得、課税、納税、評価額等の証明が必要な方は、運転免許証またはマイナンバーカード等の本人確認のできる身分証明書が必要となります。ご本人以外の証明書が必要な場合は必要な方の委任状が必要となります。なお、証明書の発行手数料は住宅用家屋証明書が1,300円、軽自動車税納税証明書(継続検査用)・納付証明書(確定申告用等)が無料、これら以外の証明書は300円となります。





# 保険・年金

## 国民健康保険とは

問 子ども・保健課 ☎75-6705

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたとき安心して医療が受けられるように、みんなでお金を出し合い、助け合う制度です。医療費は皆さんのが納めた国保税と、国などからの補助金で賄われています。

### ●加入の対象となる方

職場の健康保険に入っている方、生活保護を受けている方、および後期高齢者医療制度で医療を受けている方以外の方は国保に加入しなければならないことになっています。原則として、居住している市区町村の国保に加入します。

### ■国保に加入している方の例

- ・お店などを経営している自営業の方
  - ・農業や漁業などを営んでいる方
  - ・退職して職場の健康保険などをやめた方
  - ・パートやアルバイトなどをしていて、職場の健康保険などに加入していない方
  - ・外国籍で、職場の健康保険などに加入せず、3ヵ月を超えて日本に滞在する方
- ※それぞれ、後期高齢者医療制度で医療を受ける方を除きます。

### ●国保に加入するとき(14日以内に子ども・保健課国保担当へ届出をしてください)

こんなとき	持参するもの
他市区町村から転入したとき	・転入前の市町村の転出証明書 ・本人確認書類
他の健康保険の資格を喪失したとき 健康保険の扶養家族をはずれたとき	・他の健康保険の資格喪失証明書 ・本人確認書類
生活保護を受けなくなったとき	・保護廃止決定通知書 ・本人確認書類

広告

「働き方改革」を強力にサポート

**社会保険労務士法人  
大橋事務所**

特定社会保険労務士 大橋義弘

● 労働・社会保険関係手続代行  
● 経営者の労災保険特別加入手続  
● 就業規則作成・改正相談  
● 厚労省管轄助成金申請手続代行  
● その他人事・労務管理の適切かつ迅速なアドバイス

お気軽にお相談ください

TEL 0877-73-5557  
FAX 0877-58-9011  
香川県仲多度郡琴平町櫻井758-4  
高田ビル2F  
e-mail: sr.ohhashi@jeans.ocn.ne.jp

こんなとき	持参するもの
子どもが生まれたとき	・母子健康手帳 ・来庁される方の本人確認書類
外国人が加入するとき	・在留カード 等 ・パスポート

### ●国保を外れるとき(14日以内に子ども・保健課国保担当へ届出をしてください)

こんなとき	持参するもの
他市区町村へ転出するとき	・資格確認書、または資格情報のお知らせ ・本人確認書類
他の健康保険に加入了とき	・国保の資格確認書、または資格情報のお知らせ ・新しく加入了健康保険の資格確認書、または資格情報のお知らせ
生活保護を受けはじめたとき	・資格確認書、または資格情報のお知らせ ・保護開始決定通知書
死亡したとき	・印鑑 ・資格確認書、または資格情報のお知らせ ・死亡を証明するもの
外国人が脱退するとき	・資格確認書、または資格情報のお知らせ ・在留カード 等

※国保の届け出にはマイナンバーが必要です。

### ●主な給付

項目	内容
出産育児一時金	国民健康保険に加入している方が出産したとき原則48.8万円を支給します。(1.2万円が加算されることがあります。) ※産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合
葬祭費	国民健康保険に加入している方が亡くなったときには、葬儀を行った方(喪主)に対し、葬祭費を支給します。
高額療養費	同じ月内の医療費が限度額を超えた場合、その超えた額を支給します。対象となる方には、約3ヵ月後にお手紙でご案内します。あらかじめ申請することによって「限度額適用認定証」が交付されます。(マイナ保険証をご利用の場合、申請は不要です。)この認定証をお医者さんに提示することで、窓口での支払が限度額までとなります。(「限度額適用認定証」は交付できない場合があります。)
高額介護合算療養費	1年間にかかった医療費と介護サービス費を合計し、限度額を超えた額を支給します。対象となる方には、お手紙でご案内します。(高額医療・高額介護合算制度は、通常8月1日から翌年7月31日を1年間として計算されます。)後期高齢者医療にも同様の制度があります。
療養費	資格確認書、またはマイナ保険証を持たずに病院にかかったときや医師が必要と認めた補装具を作ったときなどに、保険負担分を支給します。後期高齢者医療にも同様の制度があります。

# 介護保険

## ○介護サービスの「利用方法」と「事業者情報」

問 住民福祉課 ☎75-6706

### ■ 介護保険

介護保険制度は、介護を社会全体で支えるために作られた制度で、40歳以上の方が加入者となり、納めていただいた保険料等で運営しています。

#### ◆ 65歳になったら「被保険者証」が交付されます

「介護保険被保険者証」は、要介護認定の申請、サービス利用などの際に必要となります。大切に保管してください。

※40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)は、要介護・要支援の認定を受けた場合などに「介護保険被保険者証」が交付されます。

#### ◆ 介護保険サービスの利用の仕方

介護保険サービスを利用するためには、町に申請して要介護認定を受けることが必要です。町の窓口に申請すると、認定調査・主治医意見書で審査を経た後、要介護状態区分が決まります。

要介護(要支援)に認定されると、居宅サービス希望者は要介護状態区分に応じた上限の範囲内で居宅サービス計画(ケアプラン)を作成した後、サービスを利用することができます。ケアプランの作成は、居宅介護支援事業者(要支援に認定された場合は地域包括支援センター等)に依頼します。

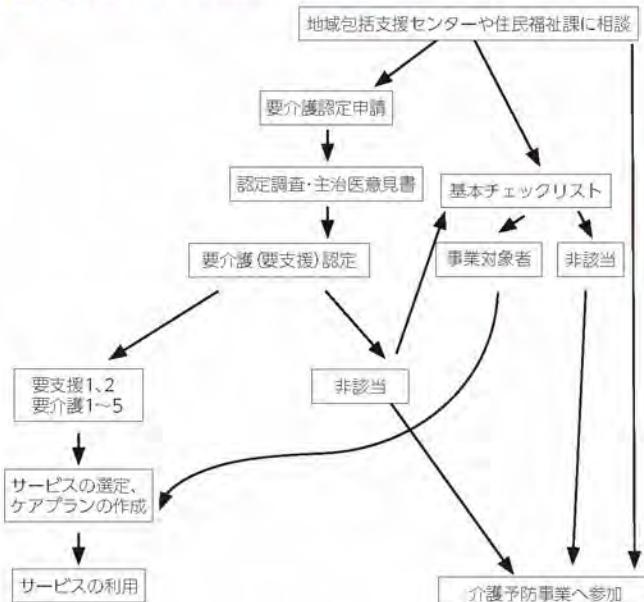
また、施設サービス希望者(要介護度に応じて受けられるサービスが決まっています)は、希望する施設に直接入所申込が必要です。なお、医療機関に入院中(介護医療院を除く)の方は、介護サービスを利用することができません。

また、基本チェックリストにより事業対象者に該当した場合には、サービス・活動事業(訪問型・通所型サービス等)を利用することができます。この場合のケアプランの作成は、地域包括支援センターに依頼します。

#### ◆ 介護保険サービスを利用した場合

介護保険サービスを利用した場合は、利用者負担割合に応じた費用負担(1割、2割または3割)が必要です。この負担割合は、前年の所得に応じて利用者ごとに決定され、要介護(要支援)の認定を受けた方及び事業対象者に送付する介護保険負担割合証に記載されます。介護保険サービスを利用した際の費用負担が著しく高額になった場合には、一定額を超えた部分について申請により払い戻されます(高額介護サービス費等)。

## ○ 利用までのおおまかな流れ



広 告

自立支援を応援します。

株式会社 イシカワ

ISHIKAWA

福祉用具貸与・販売  
予防福祉用具貸与・販売  
福祉住宅リフォーム

琴平町樅井34番地の1  
TEL 0877-75-2750  
FAX 0877-75-2798

<http://www.ishikawa-care.net/>

QRコード



## 琴平町内居宅介護支援事業者一覧

事業者名称	事業者所在地	電話番号
医療法人社団たけお会 なごみの家指定居宅 介護支援事業所	琴平町 榎井780番地1	73-2800
クレールみどり 老人介護支援センター	琴平町 苗田402番地1	75-5561
琴平老人の家 指定居宅介護支援事業所	琴平町 榎井572番地1	75-4071
社会福祉法人 琴平町社会福祉協議会	琴平町 榎井891番地1	75-1371

※サービスの利用方法やサービス提供事業所については、ケアプラン作成を依頼する介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談ください。

### ●介護保険料

問 税務課 ☎75-6703

#### ■40歳から64歳までの方

##### (1) 国民健康保険に加入している方

保険料は国民健康保険税の算定方法と同様で、世帯ごとに決められ、介護分として世帯主が納めます。詳しくは、税務課までお問い合わせください。

##### (2) 職場の医療保険に加入している方

給与から徴収されます。

#### ■65歳以上の方

保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されることになっております。納付については、老齢（退職）年金等の年額18万円以上の方は、年金の定期払い（年6回）の際に差し引かれ、18万円未満の方は、送付される納付書にて納めていただきます。ただし、年金天引き対象者であっても、一時的に納付書で納めていただく場合があります。

#### ■納付方法

普通徴収の場合、納付書で納付する方法と口座振替の方法があります。便利な口座振替をお勧めします。

広 告

**琴平老人の家**

**居宅介護支援事業所**

**訪問介護事業所**

**養護老人ホーム**

**琴平老人の家**

**介護のご相談・施設入所のご相談**

**お問い合わせください**

**☎(0877) 75-4070**

**社会福祉法人 琴平福祉事業団**

**〒766-0004 仲多度郡琴平町榎井572番地1**

## 後期高齢者医療制度について

問 子ども・保健課 ☎75-6705

### ●保険者と被保険者

#### ■保険者（運営者）

「香川県後期高齢者医療広域連合」で、県内の全市町村により構成されています。

#### ■琴平町役場の窓口では

- 資格確認書、または資格情報のお知らせの交付
- 保険料の徴収（税務課）
- 各種申請や届出書の受付  
(例) 高額療養費の申請、療養費（コレセット等を作った際）の申請等など、身近な業務を行っています。

### ●被保険者（後期高齢者医療制度の対象者）

- 75歳の誕生日から、自動的に後期高齢者医療制度の被保険者になりますので、手続きは不要です。
- 65歳以上75歳未満で一定の障害認定を受けていける方は、後期高齢者医療制度への移行を希望する場合、申請手続きが必要です。

### ●葬祭費について

被保険者が亡くなったときには、葬祭を行った方（喪主）に葬祭費を支給しています。

#### ■申請に必要なもの

- 葬祭を行ったことを確認できる書類（会葬礼状、火葬許可証など）
- 葬祭を行った方の預金通帳など口座番号と名義の確認ができるもの

※葬祭費は葬祭を行った日の翌日から2年を過ぎると時効により支給できませんのでご注意ください。

### ●高額療養費について

1か月の医療費が高額になった場合、自己負担限度額を超えた部分が「高額療養費」として支給されます。

振込先口座の登録がない方には、該当した際に申請書をお送りします。





### 申請に必要なもの

- ・高額療養費申請書
- ・本人確認書類
- ・被保険者本人の預金通帳など口座番号と名義の確認できるもの

## 国民年金

問 住民福祉課 ☎75-6704

国内に住む20歳以上60歳未満の人は、すべて国民年金または厚生年金、共済年金のいずれかに加入しなければなりません。

また、学生も20歳になったら国民年金への加入が義務付けられています。

### 国民年金の加入など

#### 第1号被保険者



20歳以上60歳未満の

- ・自営業
- ・自由業者
- ・農林漁業従事者
- ・学生

#### 第2号被保険者



厚生年金や共済組合に加入している方

- ・会社員
- ・公務員

#### 第3号被保険者



20歳以上60歳未満で、第2号被保険者の被扶養配偶者

- ・会社員の配偶者
- ・公務員の配偶者

### 国民年金保険料の納付

国民年金の保険料は、原則、年金に加入した月から資格を喪失した日の前月分までを納付します。保険料を納付しないと、将来、年金を受けることができない場合があります。

定額保険料／月額 17,510円(令和7年度※参考)  
付加保険料／月額 400円

### 国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例

経済的理由で納付が困難な場合は、免除・猶予申請制度があります。また、学生の場合は、学生納付特例制度による申請をして、承認されれば納付が猶予されます。免除・猶予、学生納付特例が認められると10年以内であれば納付(追納)することができます。

### ○付加年金

付加保険料(月額400円)を納付すると、老齢基礎年金に加算されます。

#### ■年金額／納付月数×200円(年額)

### ○障害基礎年金

国民年金加入中(国民年金に加入していた人で60歳以上65歳未満の人を含む)または20歳前に初診のあるけがや病気で一定の障害になった場合に支給されます。保険料納付などの要件があります。

#### ■年金額(令和7年度)※参考

1級の障害 年額 1,039,625円+子の加算

2級の障害 年額 831,700円+子の加算

子の加算額2人まで1人につき239,300円

3人目以降1人につき79,800円

### ○遺族基礎年金

国民年金加入中(国民年金に加入していた人で60歳以上65歳未満の人を含む)または老齢基礎年金受給中、もしくは受給資格期間を満たしていた場合に死亡したときに、生計を維持されていた「子のある配偶者」か「子」に支給されます。亡くなった人の保険料納付期間などの要件があります。

※子とは、18歳に達した日以降の最初の3月31日までにある子(障害者は20歳未満)です。

#### ■年金額(令和7年度)※参考

子のある配偶者の場合

年額 831,700円+子の加算額

子に支給する場合

年額 831,700円+2人目以降の子の加算額

1人目および2人目の子の加算額 各239,300円

3人目以降の子の加算額 各79,800円

### ○寡婦年金

第1号被保険者および任意加入被保険者としての保険料納付期間と免除期間の合計が10年以上ある夫が、年金を受け取ることなく死亡したとき、生計を維持されていた妻が60歳から65歳になるまでの間支給されます。婚姻期間などの要件があります。

### ○死亡一時金

第1号被保険者および任意加入被保険者として保険料を3年以上納付した人が、年金を受けることなく死亡したとき、遺族に支給されます。遺族基礎年金や寡婦年金を受ける場合は支給されません。

### ○特別障害給付金

国民年金の任意加入対象期間(平成3年3月以前の学生期間など)で、当時、任意加入していなかった期間内に初診のあるけがや病気によって、一定の障害の状態にある人が受けられます。

65歳に達する日の前日までに請求が必要です。

#### ■支給額(令和7年度)※参考

1級 基本月額 56,850円

2級 基本月額 45,480円

## 国民年金の給付

各種年金などを受給するには必ず請求手続きが必要です。

### ○老齢基礎年金

保険料の納付期間、免除期間、合算対象期間を合わせ10年以上の受給資格期間が必要です。年金の受給は原則65歳からですが、希望により60歳から繰り上げ請求または66歳以後に繰り下げ請求することができます。

#### ■年金額(令和7年度)※参考／年額 831,700円

※40年間すべて納付して65歳から受給する場合。



# 健康・福祉

## 社会福祉法人 琴平町社会福祉協議会

問 ☎75-1371 (24時間対応です) FAX75-1481  
E-mail info@k-wel.or.jp

琴平町社会福祉協議会(社協)は住民の主体的な活動を基盤としています。「誰もが安心して暮らせるまちづくり」をめざし様々な相談を受け、生活課題の解決に取り組みます。地域で自立した生活を送るため、その人に必要なサービスを繋いだり、必要なサービスをつくります。

一人ひとりの安心した暮らしにつながるよう、見守り、声かけ活動やささえあい活動をすすめます。健康や生きがいづくりに関心と役割をもつ人たちと地域づくりに取り組んでいます。

### まるっと安心サービス

その人にあったサービスをコーディネートし、生活をサポートします。

また、単身世帯の方で親族が県外等で急な時にすぐにかけつけることができない方や、身寄りのいない方にとって急な入院や自分が亡くなった後の不安は尽きないと思います。そんな入院、退院時のお手伝いや亡くなった時の不安に対しても支援を行います。

### 日常生活での困りごとなどのご相談

※借金、公共料金の滞納、病気、仕事が見つからない、孤立・孤独、お金の管理・支払いなどなど、生活のしづらさを抱えて日々の生活を過ごされている方

- ・成年後見(法人後見)
- ・日常生活自立支援事業
- ・金銭管理等支援サービス
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・生活困窮者自立支援事業
- ・香川おもいやりネットワーク事業 等

### 介護のご相談

- ・居宅介護支援事業
- ・訪問介護事業

### 障害者相談

- ・指定特定相談支援
- ・指定一般相談支援
- ・障害福祉サービス事業

### まちのキッチン「もぐもぐ」

- ・住民の食を確保する拠点
- ・買い物支援と地域に根ざした拠点

一人で悩まず、まずは琴平町社会福祉協議会までご相談ください。

## 琴平町地域包括支援センター

問 ☎75-6880

住所:琴平町榎井891-1 (琴平町社会福祉協議会内)

※平成31年度から琴平町社会福祉協議会に委託されました

琴平町地域包括支援センターでは、特定のサービスを利用する場合や特定の状態の場合だけを支援の対象とするのではなく地域における様々なサービスや制度などを幅広く活用し、その方の生活を総合的に支えることを目指します。

### ●介護予防マネジメント

要支援1、2、総合事業対象者の方への介護予防サービス計画書を作成します。

### ●総合相談

介護や福祉、医療のことなど、どこに相談してよいかわからないことがあれば、まずは地域包括支援センターに相談ください。内容に応じて、適切なサービスや機関、制度の利用につなぎます。

### ●権利擁護(成年後見制度・虐待防止)

成年後見制度の紹介・虐待防止・早期発見など皆さんの持つ様々な権利を守るために必要な援助を行います。

### ●包括的・継続的支援

住み慣れた地域でいつまでも安心して過ごせるように、個々にあった援助、ネットワークを作っていく

### ●在宅医療・介護連携

たとえ高齢になって病気や介護が必要な状態になってしまっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護、生活支援、介護予防、住まいのサービスを一体的に提供できるよう取り組んでいます。

### ●一般介護予防事業

一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援します。高齢者の出来ることを共に発見し、主体的な活動と生活の質の向上を目指します。

### ●認知症総合支援事業

認知症初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や認知症地域支援推進員による相談対応等を行い、認知症本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく生活を継続することができるよう推進します。

琴平町地域包括支援センターは、包括的に相談を解決につなぐよう支援します!



# 予防接種

問 子ども・保健課 ☎75-6719

## ●予防接種

ワクチン	接種回数	標準的な期間
ロタウイルスワクチン	ロタリックス(1価):計2回 ロタテック(5価):計3回	初回は生後6週~14週6日まで
B型肝炎	計3回	生後2~9か月未満
小児用肺炎球菌	計4回	初回は生後2~7か月未満
五種混合(DPT-IPV-Hib)	計4回	生後2か月~1歳で初回3回を接種
BCG	1回	生後5~8か月未満
麻しん・風しん(MR)	計2回	1期:1歳以上2歳未満 2期:5歳以上7歳未満で 小学校就学前の1年間に接種
水痘	計2回	初回は1歳~1歳3か月未満
日本脳炎	1期:3回 2期:1回	1期:3~4歳 2期:9歳~13歳未満
二種混合(DT)	1回	11歳
ヒトパピローマウイルス(HPV)	計3回 女子のみ	13歳となる日の属する年度の初日から末日(中学1年)

## ●65歳以上の方を対象にした予防接種

問 子ども・保健課 ☎75-6719

### ■高齢者インフルエンザ

対象者(年齢など)	接種方法
①65歳以上の方	期間中1回
②60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活活動がほとんど不可能な程度の障害がある方	自己負担 1,000円※

### ■高齢者新型コロナウイルス

対象者(年齢など)	接種方法
①65歳以上の方	期間中1回
②60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活活動がほとんど不可能な程度の障害がある方	自己負担 4,600円※

### ■高齢者肺炎球菌

対象者(年齢など)	接種方法
①65歳の方[65歳のお誕生日前日~66歳のお誕生日前日まで接種が可能]	対象年度に1回
②60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活活動がほとんど不可能な程度の障害がある方	自己負担 2,000円※

広 告

広 告

医療法人社団 功寿会

アイシークリニック

地域の方々が健康で安心して暮らせる医療サービスを目指しています。

内科・外科・整形外科・胃腸内科・皮膚科・泌尿器科  
リハビリテーション科・リウマチ・膠原病治療

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
AM 8:30~12:00	○	○	○	×	○	○	×
PM 14:00~18:00	○	○	○	×	○	○	×

休診日/木曜日・日曜日・祝日 ○比較的空いている時間

〒765-0032 普通寺市原田町 1494-1  
☎0877-62-0118

医療法人 圭良会

永生病院

まんのう町買田221-3  
☎(0877) 73-3300(代)

通所介護 げんきの郷  
☎(0877) 58-8811

通所介護 いこいの家  
☎(0877) 73-3718

居宅介護支援事業所 いこいの郷  
☎(0877) 73-3655

医療法人 圭良会

森内科

琴平町旭町 167  
☎(0877) 73-4188(代)

グループホームこんぴら  
☎(0877) 73-0811

小規模多機能型居宅介護 サンライズこんぴら  
☎(0877) 58-8600



## 帯状疱疹

対象者	接種方法		
香川県内の実施医療機関に予約し、生ワクチンまたは組換えワクチンのいずれかを接種。			
接種回数	1回	2回(2か月以上の間隔をあける★)	
自己負担	2,500円※	1回あたり6,500円※	

- ★病気や治療により免疫の機能が低下または低下する可能性がある方等は、医師が早期の接種が必要と判断した場合、接種間隔を1か月まで短縮できます。  
※ただし、町民税非課税世帯及び生活保護世帯の方は接種費用が免除(無料)になります。接種前に必ず免除申請の手続きをしてください。申請方法について子ども・保健課にお問い合わせください。

## 健康診査・検診

問 子ども・保健課 ☎75-6719

事業名	対象	自己負担額	実施期間	場所
特定健康診査	40歳以上の国民健康保険加入者	無料	6~10月末	町指定医療機関
後期高齢者健康診査	後期高齢者医療保険加入者	無料	6~10月末	町指定医療機関
歯周疾患検診	20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70、80歳の住民	無料	5月~翌年3月末	町指定歯科医療機関
肝炎ウイルス検診	41、46、51、56、61歳で、過去に受診していない住民	無料	6~10月末	町指定医療機関
骨粗鬆症検診	年度内に40、45、50、55、60、65、70歳になる女性	無料	案内参照	琴平町総合センター

(※令和7年8月現在の情報)

## 人間ドック受検者助成金助成事業

問 子ども・保健課 ☎75-6719

### 対象者

町内に住所がある40歳以上の方(年度内に40歳になる方も含む)で、次のいずれかの保険に加入されている方で、当該年度内に人間ドックを受けた方

- ・琴平町国民健康保険の被保険者
- ・後期高齢者医療の被保険者
- ・社会保険被保険者の被扶養者のうち、人間ドック受検に対する助成制度のない方

### 補助対象要件

- 次の条件をすべて満たす方
- ・検査項目に琴平町が実施する特定健康診査の全ての項目が含まれていること
  - ・同じ年度内に、町の健康診査及び各種がん検診との重複受診がないこと
  - ・人間ドックの結果を特定保健指導等に活用することに同意していただること
  - ・町税を完納していること

### 補助金額

補助対象者一人につき、15,000円(但し、当該人間ドックに係る自己負担金額が補助金額に満たない場合は、自己負担金額とする)

補助回数は、当該年度において、補助対象者一人につき一回。

## 骨髓等移植ドナー支援事業助成金

問 子ども・保健課 ☎75-6719

### 【助成対象者及び助成金額】

- ①骨髓等の提供時に町内に住所を有する方であって、バンクが実施する骨髓バンク事業において骨髓等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた方
  - ・骨髓等の提供1回につき10万円
- ②助成対象ドナー(助成金の交付の決定を受けた者に限る。)が骨髓等を提供するために最初に通院した日から当該提供を完了した日までの間、引き続いて雇用している町内に事務所を有する事業所
  - ・助成対象ドナー1人の骨髓等の提供1回につき5万円

# がん検診

問 子ども・保健課 ☎75-6719

## ■ 集団検診 (予定月は広報等参照)

検診種別	対象者	内容	自己負担金※	
			69歳以下	70歳以上
結核・肺がん検診	40歳以上 (喀痰検査は50歳以上で喫煙指数の高い方)	胸部X線検査	無料	
		喀痰検査	500円	300円
胃がん検診	40歳以上 (前年度 胃内視鏡検査未受診者) 胃部X線検査受診者のうち希望者	胃部X線検査 (お申込み順の時間予約)	1,000円	500円
		ピロリ菌検査	1,320円	
大腸がん検診	40歳以上	便潜血検査	300円	200円
子宮頸がん検診	20歳以上の女性(隔年受診)	子宮頸部細胞診	800円	400円
乳がん検診	40歳以上の女性(隔年受診)	マンモグラフィ検査	800円	400円

## ■ 個別検診

検診種別	対象者	内容	自己負担金※	実施期間	場所
胃がん検診	50歳以上 (前年度 胃内視鏡検査未受診者)	胃内視鏡検査	2,000円	6月～ 翌年1月末	町指定医療機関
子宮頸がん検診	20歳以上の女性(隔年受診)	子宮頸部細胞診	2,000円	8月～12月下旬 (広報参照)	町指定医療機関
乳がん検診	40歳以上の女性(隔年受診)	マンモグラフィ検査	69歳以下800円 70歳以上400円	6月～ 翌年2月末	町指定医療機関
前立腺がん検診	50歳以上の男性	血液PSA検査	500円	6月～10月末	町指定医療機関

※但し、生活保護世帯の方は自己負担金が免除(無料)になります。

受診前に必ず免除申請の手続きをしてください。申請方法について子ども・保健課にお問い合わせください。

## ●がん患者医療用補整具購入費用一部助成事業

### ■ 助成対象者

- ①補助金の申請日において、琴平町に住所を有する者
- ②申請の時点で同一世帯全員が町税の滞納をしていない者
- ③がんの治療(手術、薬物治療および放射線治療をう)を受けた者または現に受けている者であって補整具を購入した者
- ④補整具の購入について他の補助金等を受けてない者

### ■ 補助金の額

補助対象経費の額の3分の2とし、上限2万円。

### ■ 申請に必要なもの

- ①補助対象経費に係る領収書の写し
- ②預金通帳など口座番号と名義の確認できるもの
- ③がん治療を受療した又は受療していることが分かる書類(診療明細書、治療計画書、お薬手帳等)

広 告

**指定訪問看護ステーション**

**ナースネット**  
☎ 0877-89-1477

**指定居宅介護支援事業所**

**フランネット**  
☎ 0877-89-0250

株式会社 トータルライフネット  
まんのう町吉野 2189 番地 1  
☎ 0877-89-0250 FAX 050-3164-6039

どんな小さなことでも  
ご相談ください。



広 告

**のどかな地域でゆったりと過ごす**

まんのう町炭所西 社会福祉法人 優真会

**かりんの郷**

様々なサービスを提供しています。

- \* ケアハウス(特定施設) 50室
- \* ショートステイ 8床
- \* グループホーム 18室
- \* 介護付有料老人ホーム 26室

近くに協力医療施設があるので安心です。

仲多度郡まんのう町炭所西 1521-1  
**Tel 0877-79-1300**



## 障害者手帳

問 住民福祉課 ☎75-6723

身体障がい・知的障がい・精神障がいがあるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人は、香川県から障害者手帳の交付を受けることができます。

障害者手帳には、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」があります。

## 障がい福祉サービス

問 住民福祉課 ☎75-6723

障がいの程度や生活の状況をふまえて、障がい福祉サービスを受けることができます。

サービスを受ける際には、事前に申請が必要です。

介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援が該当します。 いずれも、日常生活を送る上で必要な介護を受けるためのサービスです。
訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、共同生活援助、自立生活援助が該当します。 いずれも、自立した生活を送るための訓練を受けるためのサービスです。
補装具の購入・修理	補装具とは、義肢、義足、車いす、つえ(T字状・棒状を除く)など、身体の機能を補完する用具を指します。障がいがある方や難病に該当している方は、必要性に応じて支給を受けることができます。 補装具の支給を受けられる場合、1割負担または無料で補装具を購入・修理できます。 ただし、介護保険でレンタル等ができる場合は介護保険が優先されます。 また、補装具には耐用年数が定められており、耐用年数内の再支給は原則できません。
日常生活用具の購入	日常生活用具とは、日常生活をより円滑に送るために必要な用具を指します。 障がいがある方や難病に該当している方は、必要性に応じて支給を受けることができます。 日常生活用具の支給を受けられる場合、1割負担または無料で日常生活用具を購入できます。 ただし、介護保険でレンタル等ができる場合は介護保険が優先されます。 また、日常生活用具には耐用年数が定められており、耐用年数内の再支給は原則できません。
自立支援医療	心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。 自立支援医療には、育成医療・更生医療・精神通院医療があり、それぞれ対象者が違います。 指定の医療機関で自立支援医療を申請した医療に限り、自己負担割合が1割になります。 また、世帯の所得に応じて、1ヶ月あたりの負担上限額が定められます。

## 民生委員・児童委員

問 住民福祉課 ☎75-6723

「民生委員」(「児童委員」を兼ねています。)は、地域の中から選ばれ、厚生労働大臣から委嘱された方々が活動をしています。

地域において、住民の悩み事相談に応じたり、高齢者や障がい者、子育て家庭への支援を行うなど、様々な活動をしています。

「主任児童委員」は、子どもに関する事を専門的に担当しています。

担当の民生委員・児童委員を知りたいときは、住民福祉課までお問い合わせください。

相談いただいた秘密は守りますので、お気軽にご相談ください。

また、民生委員・児童委員が皆様のお宅にお伺いすることがあります、その際には身分証明書を身に着けていますので、ご確認ください。



## 生活保護制度

問 住民福祉課 ☎75-6723  
香川県中讃保健福祉事務所 ☎24-9960

収入が少ないなどの理由で生活に困っている人は、生活保護を申請することができます。

- (1) 病気で医療費に困っている人、老齢のために収入が少なくなった人、身体が不自由なために働くことができない人など。
- (2) 民生委員、町役場、福祉事務所にご相談ください。
- (3) 申請に基づき、資産、収入状況の調査、扶養義務者に対する扶養依頼などを行い、その結果、国の基準に基づいて保護が必要かどうかを香川県が決定します。

## 福祉医療助成制度

問 子ども・保健課 ☎75-6705

### ● 琴平町の福祉医療の優先順位

出生・転入の日から9歳に達した日以後の最初の3月31日(就学前)までの乳幼児はすべて「子ども(乳幼児)医療」です。①

①の期間が終了した翌日(9歳に達した日以後の最初の4月1日)からの医療の優先順位は次のとおりです。

②重度心身障害者等医療→③ひとり親家庭等医療→④子ども医療(就学児)

※「④子ども医療費(就学児)」を受給中に「重度心身障害者等医療」、「ひとり親家庭医療」の資格を持った子どもは、そちらの資格が優先されます。

### ● 他の公費負担医療費等との関係

自立支援(育成)医療、養育医療、小児慢性特定疾患治療研究事業などの国の公費医療制度が適用される場合は、それらの公費医療が優先適用されます。

災害共済給付(独立行政法人日本スポーツ振興センター)制度に加入している子どもが幼稚園・保育所・小中学校の管理下における負傷・疾病・障害等を負った場合は、同センターから災害共済給付が優先されます。

必ず学校での怪我かどうか確認をお願いします。

## 子ども医療費助成(乳幼児・就学児)

健康保険に加入している高校卒業までの子どもに係る医療費のうち、高額医療費などを控除した自己負担分を助成します。

### 対象となる方

- ・琴平町に住所を有する人
- ・資格取得の日から高校卒業(18歳に達した日以後の最初の3月31日)までの方

## 重度心身障害者等医療費助成

健康保険に加入している身体障害者手帳、療育手帳または戦傷病者手帳のいずれかをお持ちの方は、医療費の助成が受けられます。

### 対象となる方

- ・琴平町に住所を有する人
- ・身体障害者手帳の1級~4級の交付を受けている方

- ・療育手帳のⒶ、A、Ⓑの交付を受けている方
- ・戦傷病者手帳の特別項症~第4項症の交付を受けている方であって、かつ、身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が4級として記載されている者

※平成20年8月以降に手帳を取得された方は、65歳未満であること

※重度心身障害者等及びひとり親家庭等に該当する者にあっては、障害者又はその扶養義務者で生計を維持するもの等の前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費の助成については、前々年の所得とする。)が、それぞれ規則で定める限度額を超えていない者

## ひとり親家庭等医療費助成

健康保険に加入しているひとり親家庭などの人が必要な医療を容易に受けられるよう、高額療養費などを控除した医療費の自己負担分について助成しています。

### 対象となる方

- ・琴平町に住所を有する人
- ・次のいずれかに該当する人(児童とは満18歳到達後の年度末まで)で、公的給付の受給者を除きます。
  - (1)母子家庭の母と児童
  - (2)父子家庭の父と児童
  - (3)父母のいない児童
  - (4)上記に準じると町長が認める方

## 福祉医療費の助成方法

### 【香川県内の保険医療機関で受診する場合】

#### (現物給付)

香川県内の医療機関等にマイナ保険証または資格確認書等と福祉医療受給資格者証を提示して受診してください。保険診療の一部負担金(医療費)のお支払いが原則不要となります。

※入院時の食事代や保険対象外の負担金額は含まれません。

ただし、以下の場合は、これまでどおり償還払いの方法で申請してください。

- ①県外の医療機関または県内的一部接骨・鍼灸マッサージ院等を受診された場合
- ②受給資格者証を提示されず、窓口で医療費を支払った場合

### 【後期高齢者医療制度に加入している場合】

#### (自動償還払い)

後期高齢者医療制度に加入されている方は、医療機関等窓口にて一旦お支払いいただき原則診療月より3か月以降に指定口座へ支給する自動償還払いとなります。

### 【香川県外の保険医療機関や柔道整骨院等で受診する場合】

#### (償還払い)

医療機関等にマイナ保険証または資格確認書等と福祉医療受給資格者証を提示して、一旦、保険診療の一部負担金(医療費)をお支払いください。

その後、月ごとに所定の申請書に医療機関等からの証明(県外で受診された場合は領収書の添付)をもらい、提出してください。後日、指定口座に振り込みます。

申請期限(受診の翌月から5年)が過ぎた場合は、お支払いできませんのでご注意願います。



# 高齢者福祉事業一覧

問 住民福祉課 ☎75-6706

No	サービス名	対象者	内容	利用者負担
1	生活管理指導員派遣事業	65歳以上の高齢者で基本的生活習慣の欠如等社会生活の適応が困難な方 <b>(要介護(要支援)認定者および事業対象者除く)</b>	生活管理指導員を派遣して、日常生活に関する支援・指導を行います	200円／時
2	生活管理指導短期宿泊事業		養護老人ホームに一時的に宿泊し、生活習慣等の指導を行います	1,760円／日
3	生きがい活動支援通所事業	65歳以上のひとり暮らし老人および高齢者世帯等で閉じこもりがちな方 <b>(要介護(要支援)認定者および事業対象者除く)</b>	社会福祉センター等で趣味活動などのレクリエーションを行います	500円／日
4	仲多度南部高齢者生きがい支援通所事業		仲南荘で趣味活動などのレクリエーションを行います	1,000円／日
5	配食サービス事業	65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯等で調理が困難で、栄養改善が必要な方	栄養バランスのとれた食事を提供します。あわせて安否確認を行います	400円／食
6	寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	75歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯及び重度身体障害者	寝具類(掛布団・敷布団・毛布・枕・マットレス)を洗濯及び乾燥、消毒します	750円／回
7	軽度生活援助員派遣事業	65歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯で日常生活上の援助が必要な方	生活援助員を派遣して食事・食材の確保、寝具類の洗濯等軽易な日常生活の援助を行います	100円／時
8	緊急通報体制整備事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者	緊急通報装置を貸与又は給付して、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります	住民税の課税状況により有り
9	在宅ねたきり老人介護家庭福祉手当支給事業	琴平町に引き続き1年以上居住し、対象者(65歳以上で要介護4または5の認定を受けてから6か月以上在宅で生活をしている方)を常時介護している家庭の代表者 ※施設に入所、または病院へ入院し3か月以上経過したとき等受給資格が消滅することがあります	毎年4月、10月に福祉手当を支給します(8,000円／月)	—
10	介護予防事業	65歳以上の高齢者やその家族	介護予防教室を開き、できる限り介護状態にならず健康で生き生きとした生活を送れるように支援します。	—

## 高齢者福祉タクシー事業

問 住民福祉課 ☎75-6706

高齢者の交通手段の確保と、その経済的負担の軽減を図ることで、外出の機会を増やしていただくため、福祉タクシー利用券を交付します。

### 対象となる方

基準日(毎年4月1日)において、町内に引き続き1年以上住所を有する満80歳以上の方

### 交付枚数及び金額

1枚500円の利用券を、一人につき年間16枚

### 交付方法及び利用方法

詳細については、対象となる方に個人通知を送ります。

広 告

医療法人社団  
**まえだ整形外科 外科医院**  
坂出市室町3丁目1-13  
**☎0877-46-5056**㈹

介護付有料老人ホーム  
**フラワーガーデン  
まんのう**  
ナゴ~イ イロゴ  
**☎0877-75-1165**

〒766-0022 香川県仲多度郡まんのう町吉野下416番地  
《施設共通》FAX.0877-75-4165  
ナゴ~イ イロゴ

**入居者募集中!!**

医療法人社団 **林泉会**  
〒766-0026  
まんのう町岸上1638-30

**林 医 院**  
TEL(0877)75-5125  
FAX(0877)75-4075

介護老人保健施設  
通所リハビリテーション  
居宅介護支援事業所  
**グリーンヒル満濃**  
TEL(0877)73-0625  
FAX(0877)73-0626

## 高齢者運転免許証 自主返納支援事業

問 企画防災課 ☎75-6711

運転免許証を自主返納した高齢者にKOTOCAを交付します。

### 対象者

満65歳以上で、申請による運転免許の取消通知書交付を受けた日から1年以内の方

### 交付額

2万コトカ交付(交付月から13ヶ月間有効、本人に限り使用可能)



広 告

信頼される医療、想いと優しさの伝わるケア、私たちはそれを目指します

入所ケア・デイケア ハートフル  
介護老人保健施設 ねんりん荘  
普通寺市中村町851-1 ☎(0877)63-3111

グループホーム ねんりん  
小規模多機能ホーム ねんりん  
脳いきいきデイサービス ねんりん学校  
普通寺市中村町849 ☎(0877)64-1000

居宅介護支援事業所 愛の手  
訪問看護ステーション  
普通寺市中村町894-1 ☎(0877)63-5885

定期巡回・随時対応型  
訪問介護看護事業所 愛の手ねんりん  
普通寺市中村町851-1 ☎(0877)63-3122

デイサービス 訪問介護 入居 ケアハウス かがや木  
普通寺市中村町485-1 ☎(0877)62-3003

グループホーム 横  
丸亀市金倉町字川西537-2 ☎(0877)23-7701  
サービス付き高齢者向け住宅 小鶴羽野ホーム デイサービスセンター きらめき郡家  
丸亀市郡家町3648-1 ☎(0877)58-1133

入所・デイサービス ショートステイ 特別養護老人ホーム かざみ鳥  
仲多度郡多度津町北曉2-110-1 ☎(0877)56-6300

入所ケア・デイケア 介護老人保健施設 ハートフルあいあい荘  
三豊市仁尾町仁尾辛42-14 ☎(0875)82-2000

グループホーム あいあい  
三豊市仁尾町仁尾辛42-16 ☎(0875)82-2800

デイサービス 小規模多機能ホーム 居宅介護支援事業所 湯ったり  
三豊市高瀬町上高瀬字原429-5 ☎(0875)74-3366

小規模多機能ホーム あいあい  
三豊市仁尾町仁尾辛42-18 ☎(0875)82-2700

地域密着型特別  
養護老人ホーム うたい鳥  
高松市六条町511 ☎(087)813-7007

入所ケア・デイケア ハートフル  
介護老人保健施設 こくぶんじ荘  
高松市国分寺町新名2081 ☎(087)874-7575

グループホーム 語り愛  
高松市円座町字道下288-1 ☎(087)885-1122

定期巡回・随時対応型  
訪問介護看護事業所 愛の手こくぶんじ  
高松市国分寺町新名2081 ☎(087)874-3322

居宅介護支援事業所 愛の手こくぶんじ  
高松市国分寺町新名2081 ☎(087)874-2085



医療法人社団  
純心会

善通寺 前田病院

・日本医療機能評価機構認定病院  
・人間ドック実施機関

☎(0877)63-3131  
普通寺市中村町894-1



<p>医療法人社団 功寿会 介護医療院 千手苑</p> <p>「医療と福祉」の連携で 心豊かなライフステージを サポートいたします。</p> <p><b>定員／入所66名</b> 通所15名</p> <p>普通寺市原田町1486番地3 ☎0877-63-1010</p>	<p>社会福祉法人 千周会 特別養護老人ホーム 明日香</p> <p>笑顔とやすらぎをあなたに。 健康と語らいのひとときを…</p> <p><b>定員50名</b></p> <p>ショートステイ 定員 (短期入所生活介護明日香) 15名</p> <p>生きがい型デイサービス (いきいきサロン明日香)</p> <p>地域交流スペース (明日香ウェルネスクラブ)</p> <p>普通寺市原田町1561番地5 ☎0877-63-8080</p>	<p>フジファミリー株式会社 介護付有料老人ホーム ケアタウン城下町</p> <p>住宅機能と福祉機能を併せ持ち 明るく心豊かに生活できるよう 支援いたします。</p> <p><b>定員50名</b></p> <p>訪問介護 (まどかケアサービスセンター)</p> <p>放課後児童クラブ (わくわくキッズクラブ)</p> <p>企業主導型保育事業 (わくわくチャイルド)</p> <p>普通寺市原田町1496番地1 ☎0877-63-8000</p>
---	--	--

お客様の大切な思い出を  
未来へ繋いでいくお手伝いをします！

ゴミを処分したい！  
家中を片付けたい！  
古くなった家  
空き家になった家を解体したい！

お家のことならどんなことでも  
ご相談ください。

株式会社ともにプロジェクト

〒765-0004 香川県善通寺市善通寺町 2700 番地 3 ☎0877-62-6070

介護用品販売・レンタル 住宅リフォーム

**介護ショップ ほほえみ**

〒765-0073 善通寺市中村町2082番地4  
TEL.0877-63-4534  
FAX.0877-63-4544  
E-mail:hohoemi-kaigo@niji.net



介護保険事業者番号 3770400384





# 子ども

## 母子の健康

問 子ども・保健課 ☎75-6719

### ●母子健康手帳の交付

医療機関を受診して妊娠を確認したら、町へ届出をしてください。「妊娠届出書」をご記入いただいた後母子健康手帳を交付します。

### ●出産・育児に関する事業

日程は、広報などをご覧ください。

事業名	対象	内容
たまご学級 (マタニティ教室)	妊婦と家族	ミニ講話(お産の流れ、家族にできること、食事など) 妊婦体験、沐浴体験
新生児訪問	産後の母親と新生児	保健師または助産師による訪問 身体計測、育児相談、産後の体調チェック、育児情報の提供
ピヨピヨ広場(乳幼児相談)	育児中の保護者と子ども	身体計測、栄養相談、育児相談、ブックスタート、自由遊び
もぐもぐ教室(離乳食教室)	4~7か月児を持つ保護者 (予約制)	管理栄養士による離乳食の実演
1歳6か月児健康診査	1歳6か月前後の幼児	身体計測、栄養相談、発達相談、内科健診、保健師の育児相談、歯科健康診査
とっと相談(2歳半相談)	2歳6か月前後の幼児	言語聴覚士の聞こえやことばの相談、身体計測、育児相談、栄養相談、歯科健康診査
3歳児健康診査	3歳6か月前後の幼児	身体計測、尿検査、生活観察、栄養相談、発達相談、内科健診、保健師の育児相談、歯科健康診査
こども相談	発育や発達の気になるお子さんや、育児不安などがある保護者 (予約制)	児童心理司による育児や発達の相談
ことばと子育て相談	ことばや子育てに心配のある親子 (予約制)	言語聴覚士によることばや育児相談
親子のわんわん教室	発達支援を必要とする親子 (予約制)	発達を促すための経験や親の交流ができる親子教室

### ●産後ケア

出産後1年未満のお母さんと赤ちゃんで、自宅でのサポートが得られにくい方に対し、育児サポートが受けられます。

利用形態	利用料	利用日数	委託施設
宿泊型 (ショートステイ)			県内18施設
通所型 (デイケア)	無料	原則7日以内	
訪問 (アウトリーチ)			みゆき助産院 助産院ゆるり

### ●歯科健診、フッ素塗布

■ 対象 1歳6か月児・2歳6か月児・3歳6か月児・就学前児(琴平町内に限る)

■ 実施歯科医院

琴平町	まんのう町
うつみ歯科医院	岩山歯科医院
塩田歯科医院	かわむら歯科医院
嶋田歯科医院	造田歯科診療所
前田歯科医院	平田歯科医院
	真室歯科医院

### ●子どもインフルエンザ予防接種助成

10月1日～3月31日の間に町内の医療機関を利用した場合に限り、無料で接種できます。

■ 対象 生後6か月から18歳に達した最初の3月31日までの子ども



子ども

# 新生児子育て応援給付事業

問 子ども・保健課 ☎75-6705

新生児に対し、応援金として2万コトカ(給付を受けた日から13ヶ月を経過した日の属する月の末日まで有効)を給付

## 子育て支援

問 子ども・保健課 ☎75-6705

### ○児童手当

対象者	支給額(月額)	支給時期
高校生年代まで(18歳に到達後の最初の3月31日まで) の児童を養育している方	• 3歳未満:一律15,000円 (第3子以降:30,000円) • 3歳以上:10,000円 (第3子以降:30,000円)	偶数月 (各前月までの 手当を支給)

※「第3子以降」とは22歳に到達後の最初の3月31日までの養育している児童のうち、3番目以降。

### ○児童扶養手当

対象者	支給額(月額)	支給時期
次のいずれかに当てはまる児童を監護している父母又 は養育者。 ①父母が離婚し、父又は母と生計を別にしている児童 ②父又は母が死亡した児童 ③父又は母が重度の障がいの状態にある児童 ④父又は母の生死が明らかでない児童 ⑤父又は母に1年以上遺棄されている児童 ⑥父又は母が1年以上拘禁されている児童 ⑦婚姻によらないで生まれた児童 ⑧父又は母の申立てにより保護命令を受けた児童	• 児童1人のとき(令和7年4月~) 全部支給される方:46,690円 一部支給される方:46,680円~11,010円 • 児童2人目以上の加算 全額支給される方:11,030円 一部支給される方:11,020円~5,520円 ◎所得制限により支給停止となる場合が あります。 ◎物価変動等の要因により改定される場 合があります。	1年間で2か月 分ずつ年6回 (奇数月)

※児童とは、18歳到達以降の最初の3月31日までの間にある者。ただし、中程度の障がいにある場合は20歳未満の者。

### ○特別児童扶養手当

問 住民福祉課 ☎75-6723

対象者	支給額(月額)	支給時期
身体または精神に重度または中程度の障がいがある児 童(20歳未満)を養育している方 ただし、児童が障害を支給事由とする公的年金を受ける ことができたり、福祉施設等に入所しているときは、手 当を受けることができません。	• 児童1人あたり(令和7年4月~) 1級(重度障害児):56,800円 2級(中度障害児):37,830円 ◎所得制限により支給停止となる場合が ある。	4月期(12~3 月分)、8月期 (4~7月分)、 12月期(8~ 11月分)

広 告



**岩山歯科医院**

歯科 小児歯科

訪問診療

あなたにぴったりの  
**予防歯科**

お気軽に相談ください

休診日 日曜・祝日・木曜PM・土曜PM

まんのう町四條416番地3

**TEL.0877-75-0409**

# 町立認定こども園・私立保育所への入所

問 子ども・保健課 ☎75-6705

## ●入所の要件について

- (1) 町内に住所を有する、満3歳以上の小学校就学前の子ども【教育標準時間認定1号に該当】。  
(2) 町内に住所を有する小学校就学前の子どもで、子どもの保護者のいずれもが保育の必要な事由に該当する方【保育認定2号・3号に該当】。

## ●入所申込みの手続きについて

申込期間	受付場所
例年12月前半に行っています。 ★5月以降の年度途中(出産・育児休業明け等)の入所希望も受け付けます。	入所希望の町立認定こども園・私立保育所

## ●こども園・私立保育所一覧

施設名	クラス年齢	所在地	電話番号	定員	利用可能時間
琴平町立南こども園	0~5歳児 (生後6か月以上)	103	75-1022	114名	【平日】 8:30~16:30 就労状況等により8:00~18:30 【土曜日】 8:30~12:00 就労状況等により8:00~12:00
琴平町立北こども園	0~2歳児 (生後6か月以上)	苗田634-1	73-3440	114名	【平日】 8:30~16:30 就労状況等により7:30~18:00 【土曜日】 8:30~12:00 就労状況等により8:00~12:00
	3~5歳児	上櫛梨31-1	73-2523		
社会福祉法人あかね保育園	0~5歳児 (生後3か月以上)	507-1	75-3060	90名	【平日】 8:30~16:30 就労状況等により7:00~18:30 【土曜日】 8:30~16:30 就労状況等により7:00~16:45

## ●町立認定こども園在園児(※1号認定)の一時預かりについて

月額 6,000円

1日(緊急一時的) 500円

区分	こども園開園日の事業実施時間	こども園開園日以外の日の事業実施時間
琴平町立南こども園	教育時間終了後~18:30	8:30~18:30
琴平町立北こども園	教育時間終了後~18:00	8:30~18:00

利用に関しては条件等があります。お問い合わせ下さい。

※子ども子育て支援法第19条第1項第1号に該当する子ども

## ●地域子育て支援センター事業

問 子ども・保健課 ☎75-6705

子育てをしている保護者と就学前の子どもを対象に、保育園にて園庭開放や子育て情報の提供、絵本の貸し出し、講習会などを行っています。また、保育士による、育児の悩みや不安などの相談活動も行っています。

●実施場所 あかね保育園 ☎75-3060

詳細は広報に掲載または、お問い合わせください。

## ●病児・病後児保育利用料無料化事業

問 子ども・保健課 ☎75-6719

第2子の3歳未満の児童及び第3子以降の就学前の児童が県内(高松市を除く)の病児・病後児保育施設を利用する場合、その利用料が無料になります。

また、児童が定住自立圏域内(丸亀市・善通寺市)の病児・病後児保育施設を利用した場合、実際に支払った利用料と病児・病後児保育施設の所在する市町の住民の利用料との差額を助成します。



子ども

42



# 教育・文化

## 町立小・中学校への入学

問 生涯教育課(教育委員会) ☎75-6715

- 小学校、中学校に新入学される人へのお知らせ
- ・1月下旬、入学通知書(はがき)を保護者あてに郵送します。
- ・2月になっても、入学通知書が届かないときは、教育委員会にご連絡ください。

### 学校一覧

区分	名称	所在地	電話番号
小学校	琴平町立 琴平小学校	琴平町 145番地1	73-2831
	琴平町立 榎井小学校	琴平町 榎井58番地3	73-2494
	琴平町立 象郷小学校	琴平町 上櫛梨26番地	73-2830
中学校	琴平町立 琴平中学校	琴平町 五條661番地1	73-4181

## 琴平町児童クラブ

問 生涯教育課(教育委員会) ☎75-6715

小学校の長期休業中など、保護者が就労のために留守になる場合、小学校内等で児童を預かり、児童の健全な育成を図ります。詳細はお問い合わせください。

### 対象 小学1～6年生

### 預かる日及び時間

- ・土曜、長期休業日、振替休業日 午前8時から午後6時まで
- ・終業日や修了日など給食のない日 下校時刻から午後6時まで

※日曜、祝日、休校日など町教育委員会が指定する日は預かりません。

■ 費用 日額の場合は700円、半日は350円。(傷害保険料は別途。)

5月・6月・9月・10月・11月・2月	月額上限 3,000円
4月・7月・12月・1月・3月	月額上限 4,000円
8月	月額上限 10,000円



## 高校・大学等への奨学金貸与制度

問 生涯教育課(教育委員会) ☎75-6715

高校・大学等への入学が経済的理由で困難な方に對し予算の範囲内で、学資の貸付けを行います。

### 資格

- (1)町内在住者で高校・大学等へ進学を希望する方の保護者、又は本人
- (2)学費の支払いが困難と認められる方の保護者または本人
- (3)高等学校又は高等専門学校(第1学年～第3学年)の場合は所得による制限あり
- (4)学業、人物、健康においてふさわしいこと

### 給付金額

高等学校又は高等専門学校(第1学年～第3学年)	10,000円/月
-------------------------	-----------

■ 貸与金額 ※貸付金は無利子

大学、短期大学、高等専門学校(第4学年～第5学年)、大学院(修士課程・博士課程)	30,000円/月
--	-----------

### 償還期間

貸付した奨学金は、大学等を卒業後、指定の期間内に、割賦の方法により返済していただきます。

## 小・中学生への就学援助

問 生涯教育課(教育委員会) ☎75-6715

経済的な理由により、小・中学校への就学が困難な児童・生徒に学用品費、学校給食費、修学旅行費、PTA活動費、通学用品費、新入生児童生徒学用品費、校外活動費、生徒会費、医療費、クラブ活動費、卒業アルバム代を援助します。

援助を希望される方は、学校へ相談のうえ申請書を提出してください。

広 告

### 建築職人育成学校

- 3年間で高校卒業資格
- 他に類をみないユニークなカリキュラムと独自の建築職人育成プログラム

卒業後、即戦力となる人材の育成を目指します!

たくみ

まなびや

## 匠の学舎

アカデミー

技心館

琴平町45番地 TEL(0877)89-1676

NPO法人 自立援助ホーム さやばしそう

## こんぴら鞘橋荘

琴平町45番地 TEL(0877)89-8001



## 図書利用カード案内

問 生涯教育課(教育委員会) ☎75-6716

琴平町では、町民の誰でも図書利用カードを提示することで丸亀市、善通寺市、多度津町、まんのう町の公立図書館が利用できます。図書利用カードの作成は教育委員会にて受付致しますので、身分証明(免許証、健康保険証等)を持ってお申ください。



### ○利用できる図書館一覧

丸亀市立中央図書館	☎22-3746
丸亀市立綾歌図書館	☎86-5915
丸亀市立飯山図書館	☎98-2666
善通寺市立図書館	☎63-5188
多度津町立明徳会図書館	☎32-3246
まんのう町立図書館	☎56-4055

## 放課後子ども教室

問 生涯教育課(教育委員会) ☎75-6716

放課後の安全・安心な子どもの居場所の選択肢の一つとして、放課後子ども教室事業を実施しています。

■ 対象 小学1～6年生

■ 実施日等 小学校の給食のある授業日の放課後月～金曜日授業終了後～午後6時までの児童の預かり。  
水曜日・長期休業中に不定期で「こんぴら子ども塾(※)」を実施  
※地域の方々との交流・体験活動

■ 実施場所 各小学校の空き教室、体育館等

■ 費用 年間1,000円(保険料含む)

## 学校体育施設の利用

問 生涯教育課(教育委員会) ☎75-6716

### 利用方法

施設を使用する場合は、使用申請書を教育委員会に提出し、許可を受ける必要があります。

### 学校体育施設

琴平中学校体育館、運動場、テニスコート及び武道場	琴平町五條661番地1
琴平小学校体育館及び運動場	琴平町145番地1
榎井小学校体育館及び運動場	琴平町榎井58番地3
象郷小学校体育館及び運動場	琴平町上櫛梨26番地

## スポーツ少年団活動

問 生涯教育課(教育委員会) ☎75-6716

青少年の健全な育成を目指して、小学生を中心に、スポーツ少年団が組織されています。(野球、バレーボール、なぎなた等)

## 公民館の利用

問 生涯教育課(教育委員会) ☎75-6716

### 利用方法

公民館を使用する場合は、使用申請書を教育委員会に提出し許可を受ける必要があります。

### 公民館

琴平町中央公民館	琴平町榎井817番地9	☎75-6718
琴平公民館 (文化会館2階)	琴平町758番地1	☎73-5586
榎井公民館	琴平町榎井85番地3	☎75-3575

## 総合型地域スポーツクラブ ヴィスピことひら

問 ヴィスピことひら ☎75-0010

年齢層に関係なく、継続して誰でも色々なスポーツを楽しむことのできる地域基盤のスポーツクラブです。

■ 場所 琴平町五條1022番地1

■ 営業時間 10:00～23:00(平日)  
10:00～19:00(土・日・祝日)

■ 休館日 毎週火曜日(※施設点検・ゴールデンウィーク・夏季・年末・年始の臨時休業の場合有り)

■ ホームページ <https://kotohira-ikoinosato.jp/vispo>

## ACTことひら

問 生涯教育課(教育委員会) ☎75-6716

ACTことひらでは写真や絵画等の作品展を実施したり、琴平町文化祭展示を行っています。展示内容について広報等でお知らせしておりますので、ご確認ください。

■ 住所 琴平町176番地

■ 開館時間 午前9時～午後5時30分(展示は午後5時まで)

■ 休館日 毎週水曜日及び年末年始



# 環境・衛生

## 環境に関する補助金

問 住民福祉課 ☎75-6707

設置前・購入前の申請が必要となりますので、必ず事前にお問い合わせください。

### ゴミ集積機及び集積施設の新設に要する経費補助

・限度額:20,000円。自治会等の団体に対して交付。

### 生ごみ処理機設置補助

・補助率1／3(限度額:20,000円。)家庭用に限る。

## 犬の相談

問 住民福祉課 ☎75-6707

### 犬の登録と狂犬病予防接種

生後91日以上の飼い犬には、登録と毎年の狂犬病予防注射が義務づけられています。(法律による罰則規定があります。)4月の集合注射を受けられない場合は、最寄りの(公社)香川県獣医師会指定の動物病院で受けてください。

■ 登録手数料 3,000円

■ 注射料 2,450円(年1回)

■ 注射済票交付手数料 550円

■ 鑑札の再交付手数料 1,600円

■ 注射済票再交付手数料 340円

### 犬を飼えなくなったとき

狂犬病予防法に基づき、やむを得ず飼えなくなったときは、中讃保健福祉事務所(衛生課:☎24-9964)へ相談してください。



### ●野犬でお困りのときは

野犬の捕獲をするため、自治会や個人などに捕獲箱の貸し出しをしています。必要なときは、住民福祉課へお申し込みください。

### ●犬・猫の避妊・去勢手術費の一部

飼育犬・猫1匹につき、手術に要した費用のうち3,000円(手術後の申請)を補助します。

※飼い主のいない猫については、補助額を最大10,000円としています。費用の補助には一定の要件があります。

詳しくは住民福祉課へお問い合わせください。

## 美化活動の推進

問 住民福祉課 ☎75-6707

美化活動団体や自治会などの地域美化活動に対して、ごみ袋を提供します。また、空き缶やたばこのポイ捨て、犬のふん放置などでお困りの場合は、防止の啓発看板をお渡ししますので、住民福祉課へお申し込みください。

### ●クリーン作戦

「まちをきれいにしよう」と、町内全域で毎年3月頃と11月頃にクリーン作戦を実施しています。自治会をはじめ、事業所のみなさんや学校でのご協力をお願いします。



広 告

「こ・こ・ろ」かよう  
美装・メンテナンスを  
目指します。

株式会社  
讃洋ビルサービス

〒765-0053 善通寺市生野町1254

☎(0877)63-0009

詳しくは、こちらまで……

<http://sanyo-bs.com/>



# ごみ

問 住民福祉課 ☎75-6707

ごみは収集日朝7~8時の間に出してください。

ごみの種類		注意等
可燃ごみ (燃やせるごみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみ(十分に水きりをして袋に入れ、口をしばる)</li> <li>木切れ、竹などは50cm以内に切って縛って袋に入れて出してください。(多量の場合はご相談ください。)</li> <li>衣類、座布団、ぬいぐるみ等</li> <li>汚れたプラスチックごみ</li> </ul>	
不燃ごみ (燃やせないごみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>陶器(茶碗・皿など)</li> <li>カミソリの刃、鏡、ガラス食器類など危険物は紙などで包んで「割れ物」等と書いて出してください。</li> <li>化粧品のビン</li> <li>ストーブ(必ず灯油を抜いて指定袋をかぶせて出してください。)</li> </ul> <p>注) 収集時に火災の原因になるので、必ずライターはガスを抜き、スプレー缶、カセットボンベはガスを抜いて、穴を開けて出してください。</p>	注) 指定袋に入っていないものは収集できません。
資源ごみ (容器等は洗って出してください。)	缶	<ul style="list-style-type: none"> <li>アルミニウム、スチール缶の2種類 (区別は缶に表示しています。)</li> </ul>
	ビン	<ul style="list-style-type: none"> <li>茶色、無色透明、その他の3種類</li> </ul>
	PETボトル	<ul style="list-style-type: none"> <li>PETマーク表示があるもの ※ラベルなど付いているものは除いて洗って出してください。</li> </ul>
	プラスチック	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラマークのついているもの、又は100%プラスチックのもの(医療廃棄物は対象外です。1辺が50cm以上のプラスチック製品は、切断するなどして、出してください。)</li> </ul>
	紙類	<ul style="list-style-type: none"> <li>新聞(広告、チラシ含む)、雑誌(本、カタログなど)、段ボールの三種類 ※ひもで十字にしばって出してください。 ※収集場所では3種類に分けて置いて下さい。</li> </ul>
	小型家電	デジタルカメラ、携帯ゲーム機、電話機、ポータブルラジオ、デジタルオーディオプレーヤー、電子辞書、カーナビなど
	リチウムイオン電池	リチウムイオン電池や、ハンディ扇風機など

広 告

家庭から企業の片付け・ゴミの処理まで

中讚クリーン

計量器付き

有限会社 中讚クリーン

お気軽にお電話下さい

本 社／琴平町412 TEL (0877) 75-1191

営業所／善通寺市生野84-4 TEL (0877) 63-3747



ごみの種類	注意等
粗大ごみ (有料収集)	※予約が必要です。 ※職員は、自宅の中へは入れませんので、建物の外まで出してください。
乾電池(リチウムイオン電池などの充電式電池は小型家電へ)	12月の各地域の資源ごみの収集日に収集します。 ※自宅で保管できない場合は、役場住民福祉課、榎井公民館、文化会館、農業改善センターの窓口で随時回収しています。 ※12月以外の資源ごみ収集日には、収集していません。
蛍光灯(購入時の梱包箱や新聞紙などで包んでください。)	

### ■ 収集できない物

- 販売店などで引き取ってもらうか、専門の業者に処理を依頼して下さい。
- ・家電リサイクル法による商品(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機)
  - ・タイヤ・液体バッテリー・農薬・薬品・消火器・廃油・有害物質・あせ波板等
  - ・事業活動で生じたごみは、ご自身で処分してください。

## 水道

問 香川県広域水道企業団 中讃ブロック統括センター

### ●水道の各種手続き

問 お客さまセンター ☎98-1107

以下の場合にはお届けが必要です。お早めにお届け下さい。

- ・水道の使用を開始・中止・廃止するとき
- ・使用者や請求先等の住所や名義を変更するとき
- ・支払方法や利用口座を変更するとき

⇒口座振替のお申込み(新規・利用口座の変更)

指定金融機関店頭に備えつけてある申込用紙に必要事項をご記入・捺印のうえ、お取り引きの金融機関の窓口へ用紙を提出して下さい。

⇒クレジットカード払い

インターネット上でのお手続きとなります。香川県広域水道企業団ホームページのご案内をご確認下さい。

⇒納付書払いのお申込み

お客さまセンターへご連絡下さい。

### ●水道メーターの検針と水道料金

#### ■ 水道メーターの検針

問 料金センター ☎98-1109

偶数月の1日から20日の間に、検針員が水道メーターの検針を行い、「水道ご使用水量のお知らせ(検針票)」を郵便受けなどに投函します。

検針員が正しい検針や漏水の早期発見ができるよう、メーターを見やすい状態にするようご協力下さい。

- ・メーターボックスの中にゴミがたまらないように、きれいにして下さい。
- ・メーターボックスの上に物を置いたり、車を止めたりしないで下さい。
- ・犬は放し飼いにせず、メーターボックスから離してつないで下さい。



水廻り・リフォーム相談  
オール電化のことなら  
当店へおまかせ!

四国温調 株式会社

部品交換、修理からリフォームまで  
お気軽にご相談下さい。

琴平店

仲多度郡まんのう町買田277-1  
TEL:0877-73-3060

高松店

高松市林町367-1  
TEL:087-880-1320

0120-976-228



プロパンガス専門店  
器具・販売・リース・ガス配管等  
何でも相談して下さい!

琴平液化ガス 有限公司



まんのう町買田 277-1

☎ 0877-75-1120

FAX 0877-73-5960

## ■ 水道料金の計算方法

問 お客さまセンター ☎98-1107

- ・料金(家庭用)

基本料金(1カ月につき)		超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)
水量	料金	
5m <sup>3</sup> まで	715円	210円

- ・メーター使用料

メータ一口径	13mm	20mm	25mm
金額 (1個につき)	139円	231円	278円

\* 検針票等で水道メータ一口径値を確認下さい。

### 【計算方法】

- ・検針は2カ月ごとなので、検針票の水量を2分の1して、前月分と後月分として計算します(端数が生じた場合は、後月に1m<sup>3</sup>加算して下さい)。
- ・前月分及び後月分の水量を上記表にあてはめて、基本料金と超過料金の合計額(料金)をそれぞれ計算します。
- ・前月分の料金と後月分の料金の合計額にメーター使用料を加算し、消費税相当額を加えた金額が水道料金となります。

## ■ 水道料金のお支払い

問 お客さまセンター ☎98-1107

- ・口座振替でのお支払い

口座振替日は、奇数月15日です。再振替日は、翌月5日です。その日が金融機関の非営業日の場合は、次の営業日になります。

ご指定口座への入金は、振替日の前営業日までにお願いします。

- ・納付書でのお支払い

提携コンビニエンスストアや指定金融機関窓口などでお支払いできます。また、スマートフォンアプリを利用して、納付書のバーコードを読み取ることによるお支払いもご利用いただけます。

- ・クレジットカードでのお支払い

クレジットカード払いは、カード会社により支払日が異なります。利用状況や支払予定日などについては、カード会社が発行する利用明細などでご確認下さい。

## ● 水道の新設・改造について

問 給水課 ☎98-1106

水道の新設・改造をお考えの方は、企業団指定の給水装置工事事業者へご依頼下さい。

給水装置工事事業者については、給水課にお問合せをいただくか、企業団ホームページでご確認下さい。

## ● 漏水にご注意下さい

### ■ 道路などからの漏水を発見したら

問 水道整備課 ☎98-1103

晴れた日でも「道路や歩道の表面が濡れてる」、「ひび割れや陥没した所などから水がしみ出している」、「側溝にいつもきれいな水が流れ出ている」など、おかしいなと感じたら、あふれている水の量に関わらず水道整備課までご連絡下さい。

## ■ 宅地内の水漏れの点検方法

問 お客さまセンター ☎98-1107

「水道ご使用水量のお知らせ(検針票)」に記載されている水量や料金がいつもより多かった場合は、次の方法で確認して下さい。

- ・蛇口等を全て閉めます。
- ・メーターの中央左にある銀色のパイロットを確認します。
- ・パイロットが回っていたら、水漏れの可能性があります。

水漏れがある場合は、お客様から給水装置工事事業者(水道業者)等へ修繕を依頼して下さい。なお、修理費用はお客様負担になります。

修理後は、申請いただければ水道料金が減免される場合がありますので、お客さまセンターまでご連絡下さい。

(減免対象要件)

- ・水道使用者の維持管理責任を問うことができない(発見困難な漏水)であること
- ・漏水事実の発生日の属する月から6カ月を経過していないこと
- ・漏水箇所が確認されているにもかかわらず、正当な理由なく修理やその他の措置を怠っていないこと
- ・以前に減免を受けた時から、1年が経過していること

## ● 下水道

問 地域整備課下水道係 ☎75-6708

## ● 下水道の使用料

下水道使用料は、上水道使用量を基にして計算されます。

- ・水道以外の水(井戸水など)を使用している人は申告してください。
- ・下水道使用料は2か月に一度、水道料金とあわせて納めていただきます。

お支払い方法は、水道料金と同じ方法です。詳しくは、「水道料金のお支払い」をご覧ください。(口座振替、納付書、クレジットカードでのお支払い)

## ■ 下水道使用料金算定表(1か月分)

	汚水量	使用料
一般汚水	基本料金	10m <sup>3</sup> まで 1,100円
	従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)	11m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup> まで 150円
		21m <sup>3</sup> ~30m <sup>3</sup> まで 160円
		31m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup> まで 170円
		51m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup> まで 190円
		101m <sup>3</sup> 以上 200円
一般公衆浴場 その他の公衆浴場汚水	1m <sup>3</sup> につき	70円

\* 上記で得た金額に消費税を加えた金額が料金です。

## ●下水道受益者負担金

下水道は、町の全域に整備されるものではありません。整備されない区域の人たちとの公平を保つうえからも、下水道を整備することによって利益を受ける人に、建設費の一部の負担をお願いしています。（一括納付報奨金制度があります。）

### ■ 負担金の対象となる土地

整備区域内にある国、県、町の所有地をはじめ、個人、法人が所有するすべての土地が対象となります。ただし、土地の用途などにより減免の制度があります。該当する人は申請が必要です。

### ■ 負担金の額

その土地の面積に、1m<sup>2</sup>当たりの単価を乗じた額。（100円未満は切り捨てます。） 400円／m<sup>2</sup>

## ●排水設備の工事について

- ・下水道が使える区域の土地の所有者、使用者又は占有者の方は、遅滞なく、その土地の下水を、公共下水道に流入させる排水設備の工事を行わなければなりません。また、汲み取り便所が設けられている場合は、その便所を水洗便所に改造しなければならないことになっています。
- ・排水設備の工事は、下水道を使用する方が、町の指定工事店に依頼して工事を行うことになります。なお、工事を行うには町への申請が必要となります。その際の申請は、施主を代行して指定工事店が行います。指定工事店の名簿については、下水道係へお問合せ下さい。また、町ホームページでもご確認いただけます。

## ●し尿

問 住民福祉課 ☎75-6707

### ●し尿の収集

- し尿汲取り申し込みは、早め（2～3日前）に電話で申し込んでください。
- 汲取り料金の支払方法は、口座振替または現金納付になります。

・料金：78円／10ℓ



## ●浄化槽

問 住民福祉課 ☎75-6707

浄化槽が常に良好な状態に保たれるように、適切な維持管理をしましょう。

### ●浄化槽の清掃許可業者

■ 浄化槽等清掃する場合は下記の許可業者へ依頼してください。

業者名	電話番号	市町名
森清掃社	75-3470	琴平町
西本衛生	75-2034	琴平町
ガイア	087-802-3285	高松市
坂出クリーン	45-2333	坂出市

### ●法定検査

問 公益社団法人 香川県浄化槽協会 ☎087-881-6600  
香川県中讃保健福祉事務所環境管理室 ☎24-9966

浄化槽法では、浄化槽管理者は毎年1回、知事が指定した指定検査機関である公益社団法人香川県浄化槽協会による「水質に関する検査」を受けなければならないことになっています。

### ●合併処理浄化槽設置費の補助

トイレの排水や、台所・風呂・洗濯等の生活雑排水を微生物の働きを利用して浄化処理する「合併処理浄化槽」を新たに設置する際に補助をしています。

- ・ 5人槽…建物延べ床面積140m<sup>2</sup>以下:332,000円
- ・ 7人槽…建物延べ床面積140m<sup>2</sup>以上:414,000円
- ・ 10人槽…2世帯住宅:548,000円

※必ず設置する前に申請してください。

### ●合併処理浄化槽維持管理費の補助

合併処理浄化槽の適正な維持管理と設置促進を図ることを目的として、設置後最大5年間にわたり、維持管理費の補助をしています。

5人槽 15,000円まで

7人槽 17,000円まで

10人槽 20,000円まで

※維持管理期間終了後より申請できます。

広告

净化槽清掃  
净化槽保守点検

GAIA ガイア

株式会社ガイア  
普通寺営業所 TEL 0877-63-3339  
丸龜営業所 TEL 0877-58-6131  
高松本社 〒761-8042 高松市御厨町582-1  
TEL 087-802-3285㈹ FAX 087-802-3286

净化槽 ガイア 検索



# 住宅・土木・農政

## 若者住宅取得助成事業

問 地域整備課 ☎75-6708

40歳以下の方が町内で新築・中古住宅を取得するときに、取得費用の一部を補助します。

### 補助する金額

- ◆住宅を新築又は建売住宅を購入する場合  
住宅取得費の5%（上限100万円）
  - ◆中古住宅を購入する場合  
住宅取得費の5%（上限50万円）
- ※要件等、詳細についてはお問い合わせください。

## 住宅リフォーム助成制度

問 地域整備課 ☎75-6708

住宅・店舗のリフォームについて、町が規定する工事費の一部を補助します。

### 補助の内容

- ・町内業者による施工の場合 工事費の20%（上限20万円）
  - ・町外業者による施工の場合 工事費の10%（上限10万円）
- 交付を受けることができる助成金の合計は最大20万円とする。

※必ず着手前に申請してください。

## 耐震補助

問 地域整備課 ☎75-6708

### ●民間住宅の耐震化に関する補助について

#### 補助の内容

- (1) 耐震診断…耐震診断に要した費用の9／10  
(10.35万円を上限)

大地震に対して住宅が倒壊しないかどうか、建築士が判定するものです。

- (2) 耐震改修…耐震改修に要した費用(115万円を上限)

- ・簡易耐震改修（上部構造評点0.7以上となる改修）  
…耐震改修に要した費用(57.5万円を上限)
- ・耐震シェルター・ベッド設置費…設置に要した費用(23万円を上限)

地震で住宅が倒壊しても居間や睡眠スペースを守ってくれる装置です。

※必ず診断・改修前に申請してください。

## 老朽危険空き家 除去支援事業

問 地域整備課 ☎75-6708

町が規定する基準を満たす、老朽危険空き家を除去する場合、除去費の一部を補助します。

### 補助の内容

- ・工事費の80%（上限160万円）

※必ず着手前にご相談・申請してください。

## 住宅用太陽光発電システム等設置費補助

問 住民福祉課 ☎75-6707

地球温暖化防止策の一環として自ら居住するための住宅に同システムを設置（新設・増設）しようとする方、または建売住宅に同システムを設置しようとする方に補助をしています。

- ・太陽光発電システム 1kwあたり5万円（上限10万円）
- ・蓄電池システム 経費の1/3（上限10万円）

※必ず設置する前に申請してください。

## 空き家バンク制度

問 企画防災課 ☎75-6711

町内にある空き家の売却または賃貸を希望する所有者の方から情報提供を受け、登録した物件を、「かがわ住まいネット」などを通して全国の利用希望者に紹介しています。

「今は誰も住んでいないから貸したり売ったりしたい」という方、ぜひ空き家の登録をお願いします。

## 町営住宅

問 住民福祉課 ☎75-6704

### 入居の申し込みができる人

次の条件をすべて満たす人です。

- (1) 町内に、住所又は勤務場所を有する。
- (2) 現在、住宅に困っている。
- (3) 世帯の収入が所定の基準に該当している。
- (4) 町税などを滞納していない。

広 告

鳴工事一式

クレーン作業一式

解体工事一式

プラント工事一式

デッキプレート工事一式

重量物運搬・据付

*Broad operations expert*  
**Masaki**  
SANUKI KONPIRA

有限会社 正木組

〒766-0005 香川県仲多度郡琴平町苗田685番地6

TEL.0877-73-2256 FAX.0877-73-2750

(5) 現に同居し、または同居しようとする親族がいる。  
※ただし、高齢者、障がい者等はこの限りではない。

#### 申込時期

不定期(随时募集)。

公募の際は、町広報や町ホームページなどでお知らせします。

#### 家賃

家賃は、入居世帯全員の所得、住宅の建設場所や床面積、建設年度などによって算定されます。

## 道路等

問 地域整備課 ☎75-6708

#### ●道路との境界について

境界確定は、官地(道路・水路など)と民地(私有地)との境界を明確にすることにより、相互の土地利用の有効を期するものです。

建物の新築・増築あるいは塀等の構造をする場合に、土地の分筆・実測を伴う場合は必ず境界の確定を行ってください。

#### 新たに境界を確認する場合

町道と接する土地について境界の確認が必要な場合には、所定の申請書と添付書類を提出してください。

#### ●道路等の占用・工事について

道路・水路上等に、工作物などを設ける場合には、管理者(町長)の許可が必要です。

## 建築確認制度

問 地域整備課 ☎75-6708

建物を建てるときには、都市計画法や建築基準法で建ぺい率・容積率・建築物の用途・高さ等に制約があります。都市計画区域内で建物を新築または10m以上の増改築をする時は、建築主事の確認を得るための申請が必要ですので、事前に中讃土木事務所建築指導係と協議のうえ申請についての指導を受けてください。(都市計画区域外でも申請が必要な場合があります。)

## 開発行為

問 地域整備課 ☎75-6708

#### ●宅地造成等の開発許可

都市計画区域内で1,000m以上の開発行為を行う場合は、申請書を提出して許可を受けなければなりません。

## 若者定住促進家賃補助金

問 企画防災課 ☎75-6711

夫婦ともに40歳未満の新婚世帯で民間賃貸住宅に居住する方に対して補助金を交付します。

- ・月額1万円(最大1年間)

※県外から移住した方の場合、月額2万円。

※新婚世帯とは、婚姻届を提出してから1年以内の夫婦世帯をいいます。

## 土地改良事業・農道・水路等

問 農政課 ☎75-6709

土地改良事業は、農業経営を行うために基本となる土地と水の利用を図り、農村地域での生活環境の

改善と活性化を促す為に行う事業です。また、土地改良施設等の整備事業を行う土地改良区等に対して補助金制度を設けています。

## 地籍調査事業

問 農政課 ☎75-6727

この調査は、昭和26年に制定された国土調査法に基づく土地の基礎調査で、全国的に実施されている大切な国土調査です。

ひとつひとつの土地について所有者、地番、土地の用途、境界、面積などの調査を行い、近代的な方法で測量し、結果を地図と簿冊に作成するものです。

町では、順次「字(あざ)ごと」にすべての土地について地籍調査を進めています。

## 農業委員会

問 農政課 ☎75-6709

農業委員会は、農業者の公的代表者として市町村に設置が義務付けられた、行政機関のひとつです。農地の権利移動や転用についての申請を受け付けています。

#### ●農地の所有権移転・貸借等

農地を所有権移転または貸借権等の設定をしようとするときは、農地法第3条の規定による許可を受けるか、地域計画に基づく農地中間管理事業(香川県農地機構)による手続きが必要になります。

#### ●農地の転用

農地を農地以外の用途に転用するときは、農地法第4条又は第5条の規定により、農業委員会に申請書を提出し、県知事の許可を受ける必要があります。

## 農業に使用する軽油引取税の免税

問 農政課 ☎75-6709

農業用の機械等に使用する軽油は、免税証の交付等の手続きを受ければ、軽油引取税が免税になります。

詳しくは農政課までお問い合わせください。

広 告

新築からリフォーム、空き家活用まで、  
住まいに関することならなんでも相談ください。



新築からリフォーム、空き家活用まで、  
住まいに関することならなんでも相談ください。

住/実/空間を提案する  
**大企建設株式会社**

本社 香川県善通寺市柳梨町 500-1  
TEL : 0877-63-3377

琴平営業所 香川県仲多度郡琴平町 45  
tel.0877-75-3122

丸龜営業所 香川県丸龜市柞原町 561-2  
tel.0877-24-3570





# 議会・監査委員・選挙

## 議会

問 議会事務局 ☎75-6713 FAX75-6726

### 町議会のしくみ

町議会は、町民の選挙で選ばれた10人の議員(任期4年)で構成されている合議制の議事機関であり、町の意思決定機関です。

また、町の公益に関することについて、議会が決定した意思を意見書として、国・県などの関係行政機関に対し提出することができます。

#### 本会議

町議会は町長が招集します。定例会は年4回(3月・6月・9月・12月)開き、臨時会は必要がある場合に招集され、その特定議案のみを審議します。

#### 常任委員会

総務産業経済と教育厚生の2常任委員会が設けられ、議会から付託(審査を委託)された議案などの審査や行政事務の調査を行っています。

#### 議会運営委員会

議会の運営に関する事項や議会の会議規則、委員会に関する条例、議長の諮問に関する事項などについて調査を行うほか、議会の会期日程、議案等の取り扱いなどの協議を行います。

#### 特別委員会

当面する重要な問題について審査の必要がある場合に設置される委員会を特別委員会といいます。審査が終了するまで置かれます。

### 町議会への請願、陳情

議会は、住民の代表機関として、民意を広く行政に反映するため、町の事務や議会の権限に属する事項全般に関する請願を受理し、これを処理する権限を持ちます。

#### 請願の手続

請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所を記載し、請願者の署名又は記名押印した文書を議長あてに提出してください。議員の紹介が必要ですので、請願書の表紙に紹介議員の署名又は記名押印を受けてください。

### 町議会の傍聴

本会議、委員会は傍聴することができます。議場の傍聴席数は36席です。希望者は、会議当日に傍聴の手続き(傍聴人受付票に記入・投函)をしてください。

## 監査委員

問 議会事務局 ☎75-6713 FAX75-6726

### 監査委員とは

監査委員とは、町役場の行財政の執行管理が法令を守り、適正かつ効率的に行われているかどうかを監査する委員です。

- ・定数は2人(識見を有する人と町議会議員)

- ・任期は4年(町議会議員は議員任期)
- ・議会の同意を得て町長が選任
- ・職務上は町長の指揮監督から独立した執行機関

### 監査の対象

町役場の財務に関する事務に関することが監査の対象となります。このほか、町から補助金などの財政援助や出資を受けている団体等も監査の対象になります。

## 選挙

問 選挙管理委員会事務局(総務課内) ☎75-6701

### 選挙

選挙は、国や地方の政治に携わる私たちの代表者を選ぶ大切な制度です。この選挙が明るく公正に行われるためには、町民一人ひとりが政治や選挙に深い関心を持ち、主権者としての自覚と豊かな政治意識、高い選挙道徳を身につけることが必要です。

#### 選挙人名簿の登録

投票をするためには、選挙人名簿に登録されることが必要です。登録されるための条件は次のとおりです。

- (1)満18歳以上の日本国民であること。
- (2)住民票の作成日(転入者は、転入の届け出をした日)から引き続き3か月以上、住民基本台帳に記録されていること。

#### 期日前投票

選挙期日に仕事、旅行、レジャー、冠婚葬祭等の理由で投票所に行けない方は、期日前投票所で投票できます。この時、宣誓書の提出が必要です。選挙期日の投票と同様、投票用紙を直接投票箱に投函できます。

#### 投票期間

選挙期日の公示日(告示日)の翌日から選挙期日の前日まで(土・日曜日、祝日も投票できます)

#### 投票時間 8:30~20:00

#### 不在者投票

##### ◆滞在地の選挙管理委員会における不在者投票

仕事等で選挙期間中遠隔地に滞在している方は、琴平町選挙管理委員会(選挙人名簿に登録されているところ)へ投票用紙を請求し、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

##### ◆指定病院等における不在者投票

都道府県の選挙管理委員会から指定を受けた病院、老人ホーム等の施設に入院・入所されている方はその施設で不在者投票ができます。

##### ◆郵便による不在者投票

身体に重度の障害等がある方で一定の要件に該当する方は、自宅等で自署した投票用紙を郵便等により琴平町選挙管理委員会へ送付することで不在者投票ができます(あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります)。



# 広報・広聴・相談

## 町からのお知らせ

問 企画防災課 ☎75-6711

### ●広報ことひら

毎月1日までに、町内全戸にお届けします。町役場などにも設置しています。

### ●ホームページ

行政や暮らしの情報、観光案内、施設などを紹介しています。

◆ URL <https://www.town.kotohira.kagawa.jp>

## 防災行政無線

問 企画防災課 ☎75-6711

災害発生時等における住民への情報伝達の手段として整備した防災行政無線により、定時放送を実施しています。

## 情報公開・個人情報保護について

問 総務課 ☎75-6701

### ●情報公開について

町政に対する町民の皆さんのご理解と信頼を深め、より開かれた町政を実現するため、広報やホームページ等を通じて情報の発信、公表を行っています。

また、請求に応じて行政文書を公開する制度を設けています。

### ●行政文書の公開を請求できる方及び法人

- 町内に住所を有する方
- 町内に事務所等のある方及び法人
- 町内の事務所等に勤務する方
- 町内の学校に在学する方
- 町の事務事業に利害関係を有する方及び法人(利害関係を有する情報に限ります。)

### ●行政文書の公開を請求する方法

所定の様式に、住所、氏名、文書を特定するための必要事項等を記入して、担当課又は総務課へ請求してください。

### ●行政文書のうち公開できないもの

- 法令や条例の規定により公開できないもの
- 個人情報に関するもの
- 法人等の正当な利益を害するもの
- 町等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすもの等
- ◆ 公開請求手続きによらず、情報提供できる場合もあります。まずは、必要とする情報について、担当課にご相談ください。

### ●個人情報の保護について

町政の諸活動では、個人情報に関するデータを多く扱っており、基本的人権の擁護、プライバシー保護の観点から、個人情報保護の措置等を行います。

### ●個人情報の開示を請求できる方

どなたでも、自分に関する個人情報の開示を請求できます。

### ●個人情報の開示を請求する方法

所定の様式に、住所、氏名、個人情報の内容等を記入して、担当課又は総務課へ請求してください。請求のときには、本人であることを証明できる書類(免許証等)が必要です。

### ●個人情報の開示ができない場合

請求者以外の方に関する個人情報が含まれているとき等は、開示できません。ただし、その開示できない部分を容易に区分して除くことができるときは、部分的に開示できます。

### ●個人情報の訂正等の請求

どなたでも、開示された自分に関する個人情報について記載の誤りがあるとき等は、訂正等を請求することができます。



# 自治会

問 企画防災課 ☎75-6711

自治会は、地域住民の連帯意識を高め、福祉や防災の向上と地域発展のためにつくられる自主的かつ民主的な住民組織です。安心して暮らすために自治会への加入をお勧めします。

## ●転入・転居されたみなさんへ

自治会に加入したり、新しく設立したりする場合は、企画防災課にご相談ください。

## ●届出をお忘れなく

毎年、年度の初めには自治会名簿を提出してください。また、自治会役員の改選、自治会員の異動、自治会が解散した場合は、企画防災課へ届け出てください。

# 相談

困ったときはご相談ください。秘密は固く守ります。相談は無料です。お気軽にご利用ください。なお、相談日は「広報ことひら」などでご確認ください。

## ●行政相談

問 住民福祉課 ☎75-6704

毎日の暮らしの中で、国や県、町などの仕事で仕組みなどが分かりにくいとか、こんなところを改めてほしいとか思われたことはありませんか。このような行政に対する町民のみなさんの苦情や要望、意見などを総務大臣から委嘱された行政相談委員が聞いて、問題解決を図り、行政運営の改善に反映させるのが行政相談制度です。

## ●人権相談

問 人権同和室 ☎75-6711

人権擁護委員は、基本的人権が侵害されないように監視し、もし侵害されたときには、救済のための措置をとります。「これは人権問題ではないか」と感じたときは、ご相談ください。

## ●弁護士相談・ふれあい相談

問 琴平町社会福祉協議会 ☎75-1371

### ●弁護士相談

弁護士が無料で相談に乗ってくれます。要予約。1人の相談時間は30分程度です。相談の際には相談に関する資料等をご持参ください。

### ●ふれあい相談

相談員が、悩みごとなどに親身に対応します。

## ●法務相談

問 住民福祉課 ☎75-6704

専門の相談員が対応に当たり、相談内容については秘密を守ります。

犯罪被害や近所のトラブルなど、誰にも相談できない事を、一人で悩んでいても何の解決にもなりません。まずはご相談ください。(相談員が対応できない場合は専門機関を紹介します。)

## ●少年相談

問 少年育成センター ☎75-0919

少年の非行防止と健全育成を目的に子どもの問題行動に悩んでいる家族や青少年自身を対象に相談活動(電話・来所・訪問)を実施しています。一人で悩まずにご相談下さい。

## ●障がい者相談・支援

障がい者の相談、助言、日常生活の支援、調整等を行います。

ふらっと(身体・知的) ☎64-0705 FAX64-0706

はなぞの(精神) ☎21-5712 FAX21-5712

宮西  
司法書士事務所  
相続・登記  
丸亀市飯山町下法軍寺380-10  
☎ (0877) 98-2411

悩み事 困り事  
ご相談下さい!  
■民事事件全般 交通事故、損害賠償、労働問題、不動産など  
■家事事件全般 離婚、家族、相続、後見等など  
■破産・再生・任意整理  
■刑事事件・少年事件全般  
■企業法務  
■法律顧問  
馬場法律事務所  
香川県弁護士会 弁護士 馬場 優夫  
丸亀市本町25番地 久保ビル  
☎ 0877-25-1005  
FAX 0877-25-2987

相続・遺言 成年後見  
不動産登記  
会社設立 商業登記  
前原司法書士事務所  
司法書士 前原 裕輔(香川県司法書士会所属)  
〒765-0003 善通寺市善通寺町1-1-2  
TEL 0877-43-7080  
FAX 0877-43-7081  
前原司法書士 善通寺 検索



ゴミの処分どうしよう…

お家を壊したい…



家の片付けが難しい…



# 解体のことなら おまかせください！



お客様の大切な思い出を  
未来へ繋いでいくお手伝いをします！

## 営業品目

- 総合解体業
- コンテナ設置
- 撤去工事事業
- 産業廃棄物収集運搬業  
└ 香川県 03705240173
- 解体工事業  
└ 香川県知事(登-5) 第247号

その他にも承っております！  
樹木の撤去、庭の撤去、草刈りなど  
撤去工事はなんことでも  
ご相談ください。



株式会社ともにプロジェクト

〒765-0004

香川県善通寺市善通寺町 2700 番地 3  
FAX 0877-62-6073



**SUSTAINABLE  
SDGs  
GOALS**

当社は、国連が提唱する  
「持続可能な開発目標(SDGs)」に  
賛同し、持続可能な社会の実現に  
向けた積極的な取組みを行って  
まいります。

**0877-62-6070**

上質に ていねいに



創業1953年。  
1900棟以上の家づくり

確かな「品質」が安心を支える



大河内工務店

本社・三豊店 〒768-0101 香川県三豊市山本町辻604番地

TEL 0120-63-4920

高松店 〒761-8076 香川県高松市多肥上町1490番地

TEL 0120-26-7860

E-mail: office@okochi.co.jp



■建設業許可番号／香川県知事許可(般-3)第2567号 ■一級建築士事務所／香川県知事登録 第2391号 ■宅地建物取引業免許／香川県知事(1)第4478号  
■まもりすまい保険／登録10024393 ■住名あんしん保証／登録0005228